

10月20日(月)

出席委員

委員長 石田 秀男
副委員長 筒井 ようすけ
同 若林 ひろき
委員 のだて 稔史
同 やなぎさわ 聰
同 ゆきた 政春
同 澤田 えみこ
同 おぎの あやか
同 木村 健悟
同 石田 ちひろ
同 吉田 ゆみこ
同 せらく 真央
同 松本 ときひろ
同 新妻 さえ子
同 えのした 正人
同 山本 やすゆき
同 安藤 たい作

委員 鈴木 ひろ子
同 横山 由香理
同 高橋 伸明
同 つる 伸一郎
同 西村 直子
同 まつざわ 和昌
同 松永 よしひろ
同 高橋 しんじ
同 西本 たか子
同 中塚 亮
同 須貝 行宏
同 塚本 よしひろ
同 こんの 孝子
同 せお 麻里
同 大倉 たかひろ
同 田中 たけし
同 藤原 正則

欠席委員

なし

他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

区長 森澤恭子	健康推進部長 (品川区保健所長兼務) 阿部敦子
副区長 堀越明	健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱) 高山崇
副区長 新井康	都市環境部長 鈴木和彦
企画経営部長 久保田善行	都市整備推進担当部長 (広町事業担当部長兼務) 鶴田正明
企画課長 崎村剛光	防災まちづくり部長 溝口雅之
財政課長 加島美弥子	災害対策担当部長 (危機管理担当部長兼務) 七嶋剛士
区長室長 柏原敦	会計管理者 品川義輝
新庁舎整備担当部長 遠藤孝一	教育長 伊崎みゆき
総務課長 (秘書担当課長兼務) 藤村信介	教育次長 米田博
地域振興部長 川島淳成	選挙管理委員会事務局長 今井裕美
文化観光スポーツ振興部長 辻亜紀	監査委員事務局長 黒田肇暢
子ども未来部長 佐藤憲宣	区議会事務局長 大澤幸代
品川区児童相談所長 原彰彦	
福祉部長 寺嶋清	

○午前9時30分開会

○石田（秀）委員長　　ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。

本日の審査に先立ちまして、ご案内申し上げます。

本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、10月24日および10月26日に録画放送される予定でございます。

委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、本日の予定に入ります。本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきまして若干の説明を致します。

総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内でお願いいたします。持ち時間の中には答弁時間は含みません。質疑の順序は、品川区議会自民党・無所属の会、しながわ未来、品川区議会公明党、日本共産党品川区議団、品川区議会日本維新の会の順でございます。

経過時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。委員ならびに理事者におかれましては、効率的な委員会運営に特段のご配慮とご協力を願い申し上げます。

もう一点、質問がありますが、答弁者の方々は、質問より倍や3倍ぐらい長く答弁をすることは控えていただきたいと思います。ぜひご協力をよろしくお願ひいたします。

質問者は、委員長より順次ご指名申し上げます。

総括質疑を行います。初めに、まつざわ委員。

○まつざわ委員　　品川区議会自民党・無所属の会を代表して、せお麻里委員と共に総括質疑を行います。

まず、財政の健全化について。令和6年度決算は、歳出総額が前年比8.0%と大幅に拡大いたしました。しかし、監査委員からは、将来の生産年齢人口は減少に転じる見込みであり、本区が近い将来において、財政上、重大な転換期に直面する可能性があることを示唆し、歳入の伸長が顕著な今だからこそ、財政規律の重要性をしっかりと認識すべきであると、強い警鐘を鳴らしております。

そこで、まずお伺いいたします。監査委員の指摘を受け、既存の事業であっても聖域を設げず、費用対効果を厳しく検証し、廃止や縮小も断行するスクラップ・アンド・ビルトを徹底するという明確な方針をお持ちでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

また、財政規律の堅持には、具体的な仕組み、すなわちルールを導入してこそ実効性が生まれると思います。特別委員会でも申し上げましたが、具体的に提案します。財政の健全性を維持するため、経常経費の伸び率に具体的な数値目標、例えば今後3年間は社会保障関連経費の自然増を除き、実質的な伸びをゼロに抑制するといったキャップ、上限を設けるべきではないでしょうか。また、その歳出抑制で生まれた財源を、将来世代への投資、例えば老朽化する公共施設の再編整備などに重点配備する賢い支出、いわゆるワイス・スペンディングへの転換を、明確な方針として打ち出すお考えはありますでしょうか。それぞれご所見をお伺いいたします。

○久保田企画経営部長　　まず初めに、事業のスクラップ・アンド・ビルトに関するご質問にお答えします。

区は事務事業評価によりまして、令和5年度から2年間の累計で約40億円の財源を捻出するなど、この間、スクラップ・アンド・ビルトに徹底して取り組んできたところです。評価に当たりましては、

役割を終えた事業や費用対効果に見合わない事業のスクラップに重点を置きまして、前例やしがらみにとらわれないという意味において、聖域なくゼロベースの視点から事業の縮減や廃止を行ってきたところであります。今後も事務事業のスクラップ・アンド・ビルトを推進し、事業の必要性や効果を不斷に検証しながら財源の捻出に努め、限られた財源を最大限、有効活用してまいります。特に既存事業の見直しにつきましては、常に費用対効果の観点から検証を行いまして、真に必要な施策への重点化を図つてまいります。

次に、財政の健全性についてでございますけれども、令和6年度決算における財政健全化判断比率につきましては、実質赤字比率マイナス5.42%、連結実質赤字比率マイナス6.90%、実質公債費比率マイナス3.0%、将来負担比率マイナス92.9%であり、いずれも早期健全化基準ならびに財政再生基準を下回っております。区財政は健全な状態にあります。また、区の経常収支比率は78.1%であり、増の主な要因は、特別区人事委員会勧告による給与引上げ等に伴う人件費の増加であり、特別区全体が上がっているというものでございまして、品川区だけというものではありません。また、経常的経費につきましては、数値設定も1つの手法として認識しておりますが、一方で行政には、区民生活に必要不可欠なサービスを確保しつつ、突発的な社会経済の変化にも柔軟に対応していくことが求められております。加えて、現下の物価高騰など、区民や事業者を取り巻く厳しい状況を踏まえれば、現在、政府等においても議論されているように、積極的な財政支援が求められている環境にあると考えております。このため、画一的な数値目標の設定については、財政の弾力性を毀損するリスクがあると考えており、個々の事業について、その必要性や緊急性、費用対効果等を丁寧に精査し、めり張りのある予算配分を行うことが、ワイス・スペンディングであり重要であると認識しております。

時代の変化に応じた新たな行政需要に対応すべく、今後とも、区民のウェルビーイング、すなわち人を基軸に据えた施策を推進していくとともに、将来世代への負担を軽減するために、基金を計画的に活用しながら、弾力的かつ持続可能な財政運営に努めてまいります。

○まつざわ委員 財政の規律というものは、支出の中身、公平性、透明性ともに密接に関わります。その点におきまして、監査委員から、契約の機会の均等の原則等の観点から懸念される事例が見られたと、極めて異例な指摘がなされたことは、執行機関として重く受け止めなければならないと思っております。

そこでお伺いいたします。款別審査でも質疑がありましたが、区民への説明責任を果たすためにも、指摘された事例について、それぞれどのような点を懸念されたのか、またどのような契約事務を進めたのか、再発防止策はどのように検討しているのか、具体的にご説明ください。その上で、特定の事業者への発注の偏りがないことを担保するため、入札やプロポーザル選定過程の透明性を高めていく必要があると考えますが、具体的な改善策をお示しください。

○黒田監査委員事務局長 私からは、令和6年度各会計決算審査意見書における、監査委員による意見に関するご質問にお答えいたします。

まず都市プランディング推進事業については、プロポーザル方式において事業者を選定し、事業を進めていく過程において、ロゴのデザイン制作を追加するために、当初の契約から変更契約がなされたというものであり、付加的に変更する部分の契約内容によっては、公平性の観点から、契約変更ではなく、別の契約として締結すべき場合があることから、契約手続に留意すべきであるとの意見を述べたものでございます。

次に、包括連携協定等については、包括連携協定自体は相手方に何ら優先権を与えるものではないと

のことですが、相手方の本来業務について連携協定を締結することは、当該企業等が今後、区の契約の相手方となるような場合、事業者選定過程において契約の機会平等や公平性の観点から疑念を持たれる懸念があり、このため、法令遵守および説明責任をしっかりと果たすことに留意すべきとの意見を述べたものでございます。

○柏原区長室長 私からは、都市ブランディングの契約につきましてのご質問につきまして、お答えいたします。

都市ブランディング事業の全体的な進行の中で、事後的に追加された要素について契約変更を行ったといったところでございます。本契約は、簡易型プロポーザル方式により適正な事業者選定を行い、締結しておりますけれども、規定上、区と受託者が協議の上で契約内容や契約金額の変更ができるものとなってございますので、こうしたことから関係部署と協議の上で手続を行ったというものです。

○久保田企画経営部長 私からは、契約事務等に関するご質問にお答えいたします。

区としましては、今般、監査委員から、契約機会均等の原則の観点からの懸念が示されたことを受けまして、契約の事業者選定に当たっては、公正性・経済性等から入札を原則とすること、また契約変更の内容について留意すること、そして包括連携協定により事業者選定が有利にならないことなどについて、改めて全庁に周知してまいります。

また、契約手続やその内容について、学識等を有する委員にご審議いただく入札監視委員会を今年度設置しております。委員会での審議を通して、契約の透明性の確保、公正な競争の促進を図り、適正な契約事務の執行に努めてまいります。

○まつざわ委員 監査委員が述べました、「入るを量りて、いざるを制す」という財政運営の鉄則に立ち返り、区長自らが先頭に立ち、聖域なき歳出改革を断行するという強い決意を、この場で改めて明確に表明していただきたいと思います。

本日の質疑で要求しました契約事務の透明化策、例えば先ほどの、今年度から入札監視委員会が設置されたといった透明化策や、歳出改革の具体的な工程表につきましては、時機を見て改めてご提示いただくことを求めますが、区の見解をお聞かせください。

○森澤区長 財政運営等に関する考えについて私からお答えさせていただきます。

区は令和5年度より、全事務事業を対象とした聖域なき歳出改革を着実に進めてまいりました。これらは、中長期的な視点の下でゼロベースから各事業を検証し、事業の縮減や廃止の検討を進めてきたものであります。その成果として、2年間で累計で約40億円の財源を捻出しており、その果実をウェルビーイング、すなわち区民の幸福に資するための施策へと振り向けてまいりました。とりわけ本年8月時点で消費者物価指数は実に48か月連続の上昇となり、現下の物価高騰は区民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしております。このような状況において、区としては、本委員会でも多々ご意見を頂いておりますとおり、区民生活に寄り添い、地域経済を強力に下支えすることこそが重要であるとの視点から、本年5月の補正予算における区内共通商品券のプレミアム率および発行額の拡大など、攻めと守りのメリハリを図りながら、真に区民生活に資する機動的かつ弾力的な財政運営を展開しているところであります。

今後も、限られた予算の中で効果的・効率的に施策を推進していくため、時代の要請に即応した不断のスクラップ・アンド・ビルトのマネジメントサイクルを毎年循環させ、事務事業評価としてお示しし、それにより生み出された財源を、ウェルビーイングの観点から、区民が真に必要とするサービスに戦略的に振り向けてまいります。その上で、これまで築き上げてきた財政基盤をしっかりと堅持しつつ、取

り巻く経済情勢や、時代・変化に即応した適宜適切な予算執行により、透明性も担保しながら、区民の信頼に応えてまいります。

○まつざわ委員 財政の健全化と契約の透明化というものは、区政の根幹をなす最重要課題であります。引き続き、区長の強いリーダーシップを期待し、次の質問に移ります。

次に、神社仏閣と地域文化継承についてお聞きします。

品川区内の神社仏閣は、歴史と文化を今に伝える貴重な地域の宝であり、祭礼などを通じてコミュニティの中核を担ってまいりました。この価値を次世代へどうつないでいくかは、区政の重大な課題です。

そこでまず、区の基本姿勢について伺います。区長ご自身が、これら神社仏閣の持つ歴史的・文化的・コミュニティ的といった多面的な価値と、今後のまちづくりにおける拠点としての可能性を、どのように捉え、どのようなビジョンをお持ちか、改めてお聞かせください。併せて、そのビジョンを具体的に落とし込むためには、まず現状を正確に把握する必要があります。先日も、大井蔵王権現神社現地遷座100周年という大きな節目がありました。権現太鼓保存会のような文化の担い手がどのような課題を抱えているのか。戸越八幡神社であれば、お囃子わかほ会、後地大神輿保存会、下神明天祖神社では雅楽道友会など、区内の文化伝統の担い手の活動の実態や、後継者・財源に関する課題を網羅的に把握するための全区的な調査を実施すべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

○辻文化観光スポーツ振興部長 本区における神社仏閣は、地域の歴史と文化を象徴するとともに、長きにわたり地域住民の心のよりどころとして、祭礼や年中行事などを通じて地域コミュニティの形成に大きく寄与してまいりました。また、こうした神社仏閣が有する文化的・社会的価値を次世代に継承していくことは、まちの魅力向上や地域のつながりを維持していく上でも重要であると認識しております。

また、区はこれまで、伝統文化に関わる皆様方の要望を、様々な機会を捉えてお伺いしてまいりました。今後も引き続き、地域のお声に耳を傾け、区全体にわたってそれぞれの団体などの課題を把握するとともに、神社仏閣をはじめとした伝統文化が継承されるよう、支援の在り方を検討してまいります。

○まつざわ委員 文化伝統の継承には、担い手である保存会、私たち町会・自治会等が直面する、人と資金という喫緊の課題への対策と、未来を見据えた持続可能な仕組みづくりが不可欠です。

そこで、担い手の直接支援についてお伺いいたします。会員の高齢化、後継者不足に対し、区が後押しする体験事業や人材バンクのような仕組みづくり、また、みこしの修繕等にかかる費用に対し、憲法上の制約を考慮しつつも、地域的・文化的行事として活用できる特別な補助制度を創設するなど、人・資金の両面から支援を強化するお考えはあるのか、お聞かせください。

また、未来への投資とも言える新たな公民連携の仕組みづくりについてもお伺いいたします。神社仏閣を学びと交流の拠点として活用するモデル事業の創設や、文化継承活動への寄附を募るオンラインプラットフォームの構築など、地域・企業・行政が三位一体で伝統を守り育てるための新たな対策を区が主導して構築していくべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○辻文化観光スポーツ振興部長 具体的支援や今後の体制についてのご質問でございます。

初めに、神社仏閣を学びと交流の拠点として活用することについてですが、区の取組の例としましては、生涯学習の「しながわ学びの杜」事業では、神社仏閣の歴史や伝統文化をテーマに取り上げた講座を実施しております。近年では、若い世代に关心を持ってもらうことも目的の一つとして、境内を使用しての音楽イベントやナイトイベントへの後援をすることで、新たな取組への支援をしております。ま

た、地域の神社仏閣を巡り、地域のボランティアがガイド役として児童に歴史や文化を紹介するといった取組も行われており、これらは次世代への文化継承に効果があるものと認識しております。

今後もこういった活動を通して地域の伝統文化継承を支援していくとともに、次世代が気軽に参加できる体験事業の拡充や学びの場の提供に取り組むことで、担い手不足の解消に寄与してまいります。併せて、ご指摘の企業との連携やその他の支援などについても、どのようなことができるか考えてまいります。

○まつざわ委員 地域の歴史そのものでありコミュニティの魂とも言える神社仏閣と、そこに根づく伝統文化を絶やしてはなりません。ビジョンの提示から現状把握、そして担い手の具体的な支援と未来の仕組みづくりまで多角的に質問させていただきましたが、区長の強いリーダーシップの下、具体的な一歩が踏み出されることを強く要望し、次の質問に移ります。

次に、止水板設置等の工事助成の拡大・拡充についてです。近年の気候変動の影響により、9月11日に観測された1時間120ミリの大雨のような、これまでの想定を大きく超える局所的・集中的な豪雨が全国で頻発しております。これはもはや想定外ではなく、新たな日常として捉え、防災計画そのものを根本から見直すべき時期に来ていることを示唆しております。そこで、このような新たな気候状況を踏まえ、区のハザードマップや地域防災計画に記された浸水想定や避難計画を、より実態に即したものへ更新・見直しを行う考えはあるか、区の認識をお伺いいたします。

また、これまで東京都や区が連携して進めてきた、河川改修や下水道、調整池といった大規模なインフラ整備には限界があることも事実です。現在のインフラ整備が目標とする能力と、それを超える豪雨が発生した際の具体的なリスクについて、区はどのように分析しているのか。また、その分析を踏まえ、今後、インフラ整備をはじめとする豪雨対策における中長期的なビジョンについて、ご見解をお聞かせください。

○七嶋災害対策担当部長 私からは、浸水ハザードマップ、地域防災計画に関するお答えします。

現在の浸水ハザードマップは、水防法の規定に基づき、最大規模の降雨があった場合に川から水があふれることで浸水する現象と、下水道管の能力を超えた雨水による浸水の現象で、想定される浸水区域と浸水の深さを示しております。その想定降雨量は、今回の9月11日の1時間最大雨量120ミリよりも多い、1時間最大雨量153ミリを想定して作成しております。浸水の予想される区域やその程度については、雨の降り方や土地の形態の変化、河川や下水道の整備状況によって変化することがあります。その上で、過去、くぼ地などで浸水した実態もあることから、平成元年と平成11年などの浸水実績も付記し、実態に近づける内容で作成しております。

今回の被害状況を踏まえ、浸水した地区の実績を追記するなど、実態に即した内容となるように、できるだけ早く浸水ハザードマップの更新のほか、地域防災計画なども適宜更新してまいります。

○溝口防災まちづくり部長 私からは、インフラ整備についてお答えさせていただきます。

東京都では近年、気候変動による豪雨のさらなる頻発化や激甚化に対応するため、令和5年12月に東京都豪雨対策基本方針を改定いたしました。河川整備、下水道整備および雨水貯留浸透施設の設置による流域対策で、1時間85ミリの降雨に対応し、浸水被害を防止することを目的にしているところでございます。

区といたしましては、目標を超える降雨に対しても、それまでに整備したインフラにより、一定程度、浸水被害の軽減は図れると認識しているところでございます。一方、人口と資産の集積、地下空間の高度な利用など、東京の都市構造は、一たび水害が発生すると大きな被害を受けるおそれがあるとも認識

しているところでございます。

そこで区といたしましても、東京都豪雨対策基本方針の改定を踏まえまして、本年9月に品川区総合治水対策推進計画を改定いたしました。東京都による河川整備・下水道整備の早期実現を要望するとともに、下水道事業の東京都からの受託、流域対策による雨水貯留浸透施設の設置促進など、連携して浸水対策を推進してきており、今後も共に取り組んでまいります。

なお、10月10日に行われた区長と知事との意見交換会において、立会川流域における暫定貯留容量の拡大など、浸水被害軽減策の迅速な実施を要望し、できる限り早期に暫定貯留の容量を倍増させるとの回答を得たところでございます。

○まつざわ委員 大規模インフラ整備には時間と予算を要することから、深刻化する豪雨災害から区民の命と財産を守るために行政による公助と併せ、区民一人一人の自助、そして地域コミュニティによる共助の取組を一層強化することが不可欠です。区民の防災意識を高め、具体的な行動を後押しするため、23区でも取組が早かった止水板設置助成の拡大や拡充はもちろんのこと、雨水浸透までの設置推奨や、各家庭・事業所単位での詳細な浸水対策コンサルティングなど、ソフト面・ハード面における包括的な支援策を拡充する考え方についてご見解をお聞かせください。

また、変化し続ける災害リスクや区の支援体制について、区民一人一人が自分事として捉えられるよう、SNSや地域アプリの活用、デジタルに不慣れな方々への戸別訪問など、情報伝達の方法の多様化・多層化が不可欠となります、具体的な取組について区の見解をお聞かせください。

○溝口防災まちづくり部長 ソフト・ハードの両面の支援につきましては、今回の豪雨では区内全域が大きな被害を受けたことから、これまで実施してきた止水板の設置助成制度について、可能な限り早急に要綱の改定を予定しているところでございます。

具体的には、まず助成対象の拡大として、立地地盤の標高や半地下などの構造によらず、区内全ての建築物を対象として、誰もが使える制度にしていきたいと思っております。併せて、制度の利用を一層後押しするために、助成額について、個人への助成率を4分の3から5分の4に、法人への助成率を2分の1から5分の3に、それぞれ引き上げるとともに、法人の限度額の100万円から150万円への引上げを検討しているところでございます。さらに、工事を伴わない簡易型の止水板についても助成対象として位置づけてまいります。雨水浸透につきましては、さらなる設置促進に向けて、動画を活用した助成制度の広報など、取組の強化を行ってまいります。また、浸水対策コンサルティングにつきましては、しながわ防災学校の中で、災害だけでなく風水害への備えや避難についても啓発しています。これらにより、災害から区民の生活を守るため、区独自の支援策を迅速に強化してまいります。

○七嶋災害対策担当部長 私からは情報発信に関するお答えします。

区が提供する支援についての周知方法についてですが、今回の水害を踏まえ、各課と連携し、支援内容を更新しているところです。今後、電子媒体だけでなく、広報誌やケーブルテレビ、ラジオ、町会における掲示板など、あらゆる媒体を活用し、区民一人一人が自分事として捉えられるように、情報発信を工夫してまいります。

○まつざわ委員 デジタルが苦手な方もいらっしゃるので、ぜひ戸別訪問もしっかりとよろしくお願ひいたします。また、ぜひ止水板の設置助成の拡大・拡充についても、今、大きな拡充・拡大があるというお話もありましたが、区民の皆様がその制度をしっかりと使えるような周知・啓発にしっかりと努めていただきたいと思います。

最後に熱中症対策についてです。熱中症は個人の健康問題であると同時に、都市の快適性や持続可能

性に関わる重大な課題です。款別審査でも指摘したとおり、緑豊かな樹冠は、区民が日々豊かさを実現する上で欠かせない要素であり、まさに都市の涼しさを創出するグリーンインフラの核となります。

そこで、街路樹の適切な管理にとどまらず、公園や公共施設の緑化も含め、都市全体のヒートアイランド現象を緩和するためのグリーンインフラを推進し、区の緑の総量を中長期的にどのように維持・拡大していくのか、そのビジョンと具体的な目標についてお伺いいたします。

また、こうした緑化戦略は、道路や公園、都市計画といったまちづくりに関わる横断的な取組が必要であります。樹木によるクール化政策をはじめとした各種施策により、ヒートアイランド現象に適応し、緩和していくまちづくりについて、区の都市計画や防災計画、景観計画といった関連計画全体の中で、どのように横断的に位置づけ、部署間の連携を図っていくのか、区の見解をお聞かせください。

○溝口防災まちづくり部長 都市全体のヒートアイランド現象を緩和するためのグリーンインフラにつきましては、区としてもしっかり取組を推進しているところでございます。

また、区のみどりの計画である「水とみどりの基本計画・行動計画」について、グリーンインフラの視点を含めた行動計画の見直しを行っていきたいと考えているところでございます。今後も、「水とみどりの基本計画・行動計画」の方針に基づきまして、緑を増やす取組を進めていきたいと考えております。

さらに、猛暑日が歴代最長日数を記録するなど、地球温暖化、ヒートアイランド現象による影響が恒常化している中、暑さに適合する街路樹や、公園樹木による木陰、暑さを抑えるみどりの保全や緑化指導など、関係各課の連携により各施策を進め、暑さに対するまちづくりに計画的に取り組んでまいります。

最後に、緑化に関する目標といたしましては、「水とみどりの基本計画・行動計画」において、みどり率を、令和13年度の21.7%から、将来的には25%の実現を目指しているところでございます。

○鈴木都市環境部長 私からは、まちづくりの各種計画における暑さへの対策の位置づけ等についてお答えいたします。

これまで、「品川区まちづくりマスタープラン」において、ヒートアイランド対策としての緑化の促進や、ミスト導入、路面の保水性・遮熱性舗装、また、まちづくりの機会を捉え、東京湾からの海風を、目黒川を通じてまちなかに取り込む、風の道を意識した建物配置の推進など、取組を進めてきたところでございます。景観計画においても、みどり環境の保全と整備を基本方針に掲げ、建築敷地における緑化の推進に取り組んできたところです。

これからまちづくりにおいては、歩行者中心の快適で居心地のいい空間へ転換するウォーカブルなまちづくりが求められており、暑い夏でも歩きやすい、歩きたくなるまちとなるため、まちなかの暑さ対策にハード・ソフト両面で取り組んでいく必要がございます。区としましては、暑さへの適応や緩和を図りながら、歩きたくなるまちづくりを目指し、各種計画や組織を横断的な視点で捉えた戦略について、新たに都市の温暖化対策としてのまちづくりの指針となる、いわゆるシェードポリシー的なものの策定について検討してまいります。

○まつざわ委員 都市の緑化といったハード面の対策と同時に、熱中症から区民を守るために、区民一人一人の予防行動を促すソフト面の対策が極めて重要となります。特に猛暑日には外出そのものが危険となるため、身近な場所で涼める環境の確保が求められます。

そこで、既存の公共施設を一時避難所として開放する取組に加え、地域の商店街や民間施設、薬剤師

とも連携し、誰もが気軽に立ち寄れるクールスポットを面的に整備・拡充していく考え方について、区の見解をお聞かせください。

さらに熱中症対策は、特に高齢者や乳幼児、基礎疾患を持つ方々といった、いわゆる熱中症弱者へのきめ細やかな配慮が不可欠です。こうした方々に確実に情報を届け、孤立させないための、地域での見守り活動や福祉・医療専門職との連携体制をどのように構築・強化していくか、全面的な方向性について伺います。

○柏原区長室長 私からは熱中症対策についてお答えいたします。

区では平成23年度から、区有施設を使って避暑シェルターを開始いたしました。避暑シェルターは、令和5年度の法改正によりまして、現在はクーリングシェルターとしても運用してございます。今年度は区有施設80か所、民間施設77か所で、熱中症警戒アラートの運用期間に合わせまして、4月の第4水曜日から10月第4水曜日の期間で実施してございまして、事業の実施につきましては、施設に設置したのぼりによるPRのほか、広報紙、ホームページ、SNSにおいて幅広く周知してございます。なお、職員向けに熱中症に関する講習を実施するなど、内部での啓発も行っているところでございます。

また、避暑シェルターは、既に民間企業や薬剤師等と連携して事業を実施しておりますけれども、年々猛暑は長期化・深刻化しているところでございまして、気軽に立ち寄ることのできるクールスポットにつきまして、今後も面的整備・拡充に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、熱中症弱者への対応についてでございます。避暑シェルターはシルバーセンターや児童センターでも実施されていることから、高齢者や乳幼児などの熱中症対応策の一つともなっており、社会インフラとして包括的な見守り体制を構築しているものであります。また今年度、区では熱中症予防の高齢者見守り支援事業も行ったところでございます。こうした方々を孤立させないという強い決意を持ちまして、各部の事業を含め、地域、また福祉・医療の関係団体との連携によりまして、熱中症対策をさらに充実させてまいります。

○まつざわ委員 グリーンインフラの推進等、区民一人一人のきめ細やかな熱中症対策、区民の安全で快適な暮らしを守るための車の両輪だと思います。これからも包括的な対策の力強い推進を求め、質問を終わります。

○石田（秀）委員長 以上で、まつざわ委員の質疑を終わります。

次に、せお委員。

○せお委員 まつざわ委員に引き続き、質問いたします。

私からは、教育全般で質問いたします。

皆さんご承知のとおり、品川区は、小中一貫校、区の独自教科・市民科の創設、区固有教員の採用など、先進的な教育を推進してきました。すばらしい歴史をつくられてきたと思っています。教育に限らずですが、古きよきは継続しつつ、一部は時代に合わせてアップデートすべきだと、考えています。そこを踏まえて幾つか提案いたします。

1点目は市民科についてです。以前から市民科については様々提案させていただいていたので、今年度から市民科検討委員会を立ち上げていただいたことは大変ありがたいことだと思っています。今まで取り組んできた要領は間違っていなくても、主体的な学びなのか、時代に合っているか、現在の学習指導要領にも照らし合わせると、見直さなければならないと考えます。

まず、市民科検討委員会を立ち上げることになった経緯を教えてください。また、スケジュールを拝見すると、令和10年度に完成となっています。その間も子どもたちは大きくなっていくと考えると、

完成までの市民科はどのような状態となるのか、でき得る新しい取組はあるのか、教えてください。令和10年までの約3年間も、できる限り時代に合った教育を受けてもらいたい。現在の市民科要領であっても、品川区教育振興基本計画に掲げられている市民科5つのステップ、O E C Dが掲げるA A Rサイクルは全校で実施していただきたいと考えていますが、見解を伺います。

○米田教育次長 市民科についてのお尋ねでございます。

まず、市民科検討委員会についてです。区の独自教科であります市民科を実施して、およそ20年が経過しております。これまでの市民科の実施状況を振り返るとともに、国の学習指導要領の改訂の動向を踏まえながら、時代に合った市民科を検討・策定していくために、今年度より市民科検討委員会を立ち上げております。

次に、市民科の改定実施についてのスケジュールでございます。これから市民科の改定実施については、国の学習指導要領の改訂実施のスケジュールと同様に進めていく形と考えております。一方で、市民科の充実に向けた推進体制や研修、家庭・地域との連携など、すぐに実施できる内容については、教育委員会内で検討して、次年度から進めていきたいと考えております。

次に、市民科5つのステップと、A A Rサイクルについてです。まず市民科5つのステップについては、現在も市民科学習の単元において、把握、認識、習得、実践、進化のステップで構成し、指導の狙いを明確にして学習を進めております。A A Rサイクルについては、品川区教育振興基本計画において市民科5つのステップとの関連を示したことで、今年度から一貫プラン内の探求的な学習において、このサイクルを繰り返しながら学習を深めております。改定までの間も市民科が充実していくよう、推進してまいります。

○せお委員 すぐに実施できるものなど次年度からということで、検討している間も充実させていくことで安心いたしました。例えばA A Rサイクルは、本来ならば教職員に対しても実現されなければならないサイクルだと考えます。すぐに新しい教育を取り入れるにも、教職員の負担軽減は必須です。ですので、以前にも提案しております、目黒区や渋谷区のように、教職員が学ぶ時間・準備する時間を、授業時数などを調整した中で一部確保するといった取組はすぐにでも必要かと思いますが、こちらの見解を伺います。

そして、新しい市民科は、時代を考えても、先ほど答弁にもありました、探求学習といったところが主になってくると思います。探求学習はプロセスはもちろんのこと、継続性が大切なのは以前からお伝えしているところです。一方、令和6年から、区内ほとんどの幼稚園・保育園等において「とうきょう　すぐわくプログラム」が取り入れられています。これも乳幼児版探求学習であり、保幼小連携も踏まえて継続的に取り組まなければならないと考えます。

そこで、検討委員会では有識者等の意見を踏まえて今後の方針が決定していくことは承知しておりますが、教育委員会としては、すぐわくプログラムが効果的なものになるよう、保幼小での継続性も視野に入れていますでしょうか。さらに教育は、地域との連携は欠かせず、品川区もコミュニティ・スクールを中心に取り組んできたところは大きい成果です。一方、探求学習となると、教員には新しい分野であり、働きながら学んでいくのは困難です。先ほどの時間確保もですが、教員の負担軽減のためにも、地域の団体や企業の協力を得るという準備も早急に整えなければならないと考えます。品川区はここ1年ほどで多くの連携協定を結んでおりますが、連携協定も含めて、今後の団体や企業と教育の産官学連携について、教えてください。

○米田教育次長 まず、教職員が学ぶ時間・準備する時間の確保につきましては、教員の資質向上や

授業改善に向けて大切な視点であると認識しております。

これまでも、区教育委員会といたしましては、全校が関わる連合行事の内容を見直し、精選してきており、各学校においても自校の行事について精選を進めております。また、スクール・サポート・スタッフなどの人材を充実させており、教師が教師でなければできない業務に専念する体制を整えているところです。目黒区などの事例につきましては、その状況を注視しながら、今後も教職員の学ぶ時間・準備する時間の確保に努めてまいります。

次に、すぐわくプログラムの保幼小での継続性についてです。現在、各学校・園においては、児童と小学生の交流、職員同士の交流などを通じて、ジョイント期の学びや支援の在り方について、互いに理解を深めているところです。また、教育委員会では、各小学校の代表の教員と幼稚園教員および保育士を対象とした合同の研修を毎年実施しており、そうした機会の中で、すぐわくプログラムについても取り上げ、その意義や取組について共有し、児童期の学びや育ちと、小学校における学びの円滑な接続の実現に努めているところです。

次に、団体や企業との連携についてでございます。現在も、学校地域コーディネーターを中心となり、地域や企業と連携した取組を実施している学校があります。こうした学校の取組が持続的に実施できるように、教育委員会として支援してまいります。また、現在各学校が進めている探究的な学習においても、子どもたち一人一人の学びがより充実した学びとなるように、協定を締結した企業や団体との連携を含め、その支援の在り方を検討してまいります。

○せお委員 保幼小連携や、あとは企業や団体との連携のところの好事例などといったところは、引き続きお願ひいたします。時間確保のところも、行事見直しとあったのですけれども、子どもたちの教育に資するようなところは削らず、みんな一緒になって、教員も一緒になって教育を進めていくという観点でぜひお願ひいたします。

次に、市民科には区固有教員も深く関わっています。事務事業概要には、「区固有教員は、市民科や一貫教育カリキュラムの作成など、区独自の教科や特色ある取組を推進するキーパーソンとして」と書かれております。品川区に居続けてもらえる貴重な存在ですので、引き続き市民科や区独自の取組に関わっていただき、それに加えて区固有教員には特別支援教育のキーパーソンにもなっていただきたいです。教育振興基本計画には、「9年間を見通した特別支援教育を推進」など、9年間を意識した文言が書かれています。特別支援教育は、特に継続性が必要なことと、支援が必要なお子さんは環境が変わることを好みのことも多く、区固有教員のように9年間、できればその後も同じ教員が関わってくださるのが重要と考えています。こちらの見解を伺います。

次に、東京都競馬株式会社が行ってくださっている、馬とのふれあい事業について伺います。以前にも公明党の皆様が取り上げていますが、私からも拡充を求めて質問いたします。今まで、主に特別支援学級や支援学校の児童・生徒への事業として行われてきたと認識しており、大変ありがとうございます。品川区は恵まれていると感じます。ホースセラピーの説明は必要ないと思います。心身ともに健康になる効果が期待できるので、回数も対象児童も増やしたい思いです。

さらに先日は、会派で大井競馬場に伺いました。そのとき、お話しをいただいたのは特別区競馬組合の職員でしたが、「馬とのふれあい事業については、馬のセカンドキャリアにもなります。子どもたちのため、お手伝いさせていただきたい」という前向きなお話を頂きました。大井競馬場の近隣の学校においては、先ほどの探求学習にも活用できるでしょう。さらに最近では、不登校児童にも心の健康に寄与するという研究もあり、実際に長野の牧場などでは、不登校や障害のあるお子さんの居場所となってい

るそうです。品川区ではマイスクールでも活用できないでしょうか。東京都競馬株式会社との連携協定を活用して、今お伝えしたような馬とのふれあい事業の拡充を要望いたしますが、見解を伺います。

○米田教育次長 まず、固有教員の特別支援教育への活用についてです。

今年度は3名の固有教員を特別支援学級に配置しております。現在、固有教員の受験資格には、小学校教諭普通免許状および特別支援学校教諭普通免許状の両方を所持する者を位置づけ、毎年度、特別支援教育の専門性を有する志望者を募っている状況であり、本区の特別支援教育の重要な担い手として活躍してもらうことを見据えた採用を行っているところです。支援が必要なお子さんの能力・特性等を最大限に引き出すためには、個々の教育的ニーズに応じた指導や支援を継続的に行うことが必要であると認識しておりますので、引き続き、同様の要件で募集・採用を行うとともに、特別支援学級や特別支援教室への効果的な配置についても検討を行ってまいります。

次に、馬とのふれあい事業についてです。本事業は令和元年度より、大井競馬場のご協力を頂きながら、区立学校の特別支援学級を中心に実施しております。馬とのふれあいを通して、児童・生徒の癒やしの効果やバランス感覚等の機能回復が見込まれていることに加え、成果といったしましては、参加した児童・生徒が馬の顔や名前を覚えたり、馬への愛着行動が見られたりすると、学校からも報告を受けております。

マイスクールでの活用についてでございますが、通室する不登校児童・生徒の心の健康への効果が期待できますので、実施については前向きに検討してまいりたいと考えております。

本事業につきましては、競馬場の厩務員のスタッフの皆様をはじめ、学生等のサポートによって成り立っているところです。可能な限りの協力を得ながら、事業の継続的な実施に努めてまいります。

○せお委員 区固有教員も、馬とのふれあいのところも、ぜひ拡充の検討をよろしくお願ひいたします。

教育の今後ですが、受け身の授業を少なくして、主体的に対話的に学べるようにサポートする教育に早急に進むことを期待しております。

次に移ります。ストーカー、DVなどの被害に対しての支援についてお伺いします。今年に入り、ストーカー殺人が多発するなど、若者のストーカーやDV被害が深刻になっております。女性の後に続いてオートロックを擦り抜ける「共連れ」と呼ばれる手口も報道では取り上げられ、マンションが多く建つ品川区でも例外ではなく、いつ起こるかと恐怖を感じている方も少なくないと思います。

そこで、まずストーカーやDVの被害について、区に寄せられた相談件数を教えてください。さらに、このような犯罪を未然に防ぐための現在の支援策を教えてください。

○川島地域振興部長 区で受理しました、ストーカーやDVを含む女性相談の受理件数につきましては、令和6年は501件となっております。また、品川区内の4警察署に寄せられたストーカーやDVの相談受理件数は368件となっておりますので、決して少なくない数字であるという認識でございます。

このような事案に対しましては、区または警察などで相談対応を行い、互いに情報共有を図り、被害者の生活支援のために連携して対応しております。また、区では住まいの防犯対策助成としまして、一般家庭についても補助を拡充し、防犯カメラやカメラつきインターホンといった防災資機材購入の補助事業を加えたほか、集合住宅にも補助事業を拡充しております。今年度9月末までに304件の申込みがございました。今後も区民の皆様の安全・安心につながる施策の推進に努めてまいります。

○せお委員 相談件数が501件と368件で、多いなと少々驚きました。

住まいの防犯対策などもやっていただいているのですけれども、私は土木費で、住まいの防犯対策でマンションへの支援はないとお伝えしてしまったのですけれども、今年度から始まっておりました。大変失礼しました。

基礎自治体でできることは限られてはいるのですが、最近の手口は巧妙化しており、そういう新しい手口などにも対応できるような支援策の検討は必要だと考えます。品川区として、新たな支援策を検討することへの見解を伺います。また、報道によると、加害者はストーカー規制法によって警告を以前に受けたり、以前に逮捕歴があったりと、ストーカーを繰り返す傾向も多いと見て取れます。これもまた基礎自治体できることは限られていますが、品川区再犯防止推進計画も策定されておりままでの、再犯防止に向けてさらに取り組んでいくことも重要と考えますが、区としての見解を伺います。

○森澤区長　ご指摘いただきました昨今の社会情勢、また先ほどの答弁にありましたとおり、品川区内でも相談件数が少なくないことから、区として安全・安心をさらに進めていくことは非常に重要なことと再認識したところであります。

今後、区としましては、これまでの取組を継続するとともに、社会的な関心が高いストーカーやDVといった事案の対策について、これをさらに推進するための新たな取組を実施したいと考えております。具体的には、警察や先進自治体の取組を参考にしながら、先ほど最新の手口ということもありました。そういうことも踏まえ、ハード・ソフト両面からの対策を充実させるべく、今後の予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。

○川島地域振興部長　私からは、再犯防止についての質問にお答えいたします。

委員がご指摘のとおり、加害者の再犯防止推進につきましては、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために重要な課題であると認識しております。ストーカー事案の加害者につきましては、再犯を防止する意味からも、現在、警察から心療内科などのカウンセリング受診といった働きかけが行われていると承知しております。今後、区といたしましては、都などの制度を踏まえながら、再犯防止に向けてどのような対応ができるのか、検討してまいりたいと考えてございます。

○せお委員　ぜひとも再犯防止推進も含めて、新たな対策のところを検討していただきたいと思います。

次に、児童のショートステイについてお聞きします。まず児童対象では、主にお子さんの養育が一時的に困難となったときやレスパイトの目的で利用する、済生会中央病院と家庭あんしんセンターでのショートステイと、育児疲れ・育児不安が強い、不適切な養育状態にあるなどの要支援家庭に対して品川景徳学園で行う要支援ショートステイがあると認識しています。こちらの3か所の入所は、いずれも子ども家庭支援センターで調整しています。保護者が預けたい日に預けられているのか、分かる範囲で教えてください。また、済生会中央病院と家庭あんしんセンターでは主にどのような理由のご家庭が多いのでしょうか。教えてください。

○佐藤子ども未来部長　ショートステイ事業の利用状況等についてお答えいたします。

まず、令和6年度における3施設の利用状況です。東京済生会中央病院の利用率は約5割、品川景徳学園および家庭あんしんセンターは約3割となっております。連休の期間など利用希望が集中する期間や一定のキャンセルはありますが、全体として、保護者の方々が希望する日に子どもを預けられる可能性が高い状況と認識しております。

利用の主な理由といたしましては、東京済生会中央病院では、病気や出産、育児疲れ、出張などが挙げられます。家庭あんしんセンターでは、同様に出張、育児や看病の疲れ、入院などが主な理由となっ

ております。これらの理由から、ショートステイ事業が様々な家庭の状況や緊急時のニーズに対応し、重要な役割を果たしていると考えております。

○せお委員 本当にいろいろな役割があるとは思うのですが、最近、ショートステイというのは虐待・一時保護を防ぐ重要な支援の一つだと強く感じた出来事がありました。それだけではなく、突然の保護者の入院などの緊急時も当然、必要になってきます。これを踏まえて、緊急時に、使いたい日に使えるという事業にしていただきたいので、先ほど全体的に使っているというご答弁もありましたが、今後の見通しをお聞きしたいのが1つと、ハード面でいうと、区の施設である家庭あんしんセンターに関しては、先日会派で視察させていただきましたが、トワイライトステイもほぼ同じ場所で実施しており、もう少し広さの面で充実させたいと思いました。少し気分が落ちていて、子どもと離れたいというときにも預けますので、保護者は預けてよかったです、子どもも行って楽しかったと思える場所を提供したいです。念のためですが、職員の方は熱い思いを持った方々で、信頼できると思いました。家庭あんしんセンターが入っている建物全体の見直しなど、保護者と子どもの心身の健康にも寄与するショートステイのための検討について、見解を伺います。

○佐藤子ども未来部長 今後のショートステイ事業等についてお答えいたします。

現在、区のショートステイ事業には一定の余裕はありますが、多様化するニーズに適切に対応するため、引き続き、体制の整備を検討してまいります。特に、多感な年代に配慮したパーソナルスペースの確保や、年齢に応じた支援プログラムの充実など、利用者の方々にとってより快適で効果的な環境整備を進めてまいります。

次に、家庭あんしんセンターの建物全体の見直しについてお答えいたします。当施設は開設から23年が経過しております。適切な維持管理に努めているところですが、また定期的な修繕に加え、令和5年度にはエレベーター改修工事を実施するなど、施設全体の快適性と安全性の維持向上に取り組んでおります。今後も利用者の皆様の声を丁寧に聴取し、それを反映した計画的な改善を、ソフト・ハード両面から進めることで、より質の高いサービス提供を目指してまいります。

ショートステイ事業が区民の皆様の子育て支援の重要な柱としてさらに充実したものとなるように努めてまいります。

○せお委員 ソフト面・ハード面で、ぜひ拡充検討をお願いいたします。

次に、日常生活の支援が必要な障害者が利用できるショートステイの拡充もお願いしたく、質問いたします。

現在、日常生活の支援が必要な障害児が利用できるショートステイはどこにあって、利用者数はどれくらいなのか教えてください。またこちらも、どのような理由で利用されるご家庭が多いのか教えてください。

○寺嶋福祉部長 障害児が利用できるショートステイは、区内では、ぐるっぽ、かもめ園、かがやき園の3か所でございます。それから延べ利用者数ということですけれども、令和6年度実績で82人となっております。それから、あと利用の理由ということですけれども、保護者の方の病気、体調不良によって緊急的に利用が必要になった場合がほとんどでございます。

○せお委員 緊急時がほとんどということで理解いたしました。そういった緊急時が多いとは思うのですが、障害児家族へもレスパイトや育児疲れに対応していただきたいと思っています。

私が調べた限りですが、他の自治体では、生活介護の施設やグループホーム、医療的ケア児にも対応できる医療施設等にショートステイが併設されていることが多いです。既存の施設を活用させていただ

き、日常生活の支援が必要な障害児が利用できるショートステイの拡充の検討をお願いしたいですが、見解を伺います。

また、医療ショートステイをやってくださっていた森山リハビリテーション病院の考え方方が私は忘れられず、せつかくりハビリの場所にいるのだから、在宅で起こっていた課題を少しでも解決できるような関わりをしたいとおっしゃっていました。どこかの民間施設に委託などするのであれば大変心苦しいお願いですが、預かるだけではなく、こういった療育的な考え方も取り入れた事業にしていただけるとありがたいです。区としての見解を伺います。

○寺嶋福祉部長 まず、緊急時以外のショートステイの活用ということですけれども、直近の情報にはなるのですが、出石つばさの家の、グループホームの指定管理者と協議いたしまして、ショートステイの利用について、緊急時以外ということで、レスパイトに対しても利用可能となるよう、調整が整ったところでございます。今後、相談支援事業所を通じて周知しまして、利用につなげていきたいと考えております。

それから、療育的な考えを取り入れということですけれども、こちらは区としても大変重要な視点であると認識しておりますので、今後、預かりだけではなくて療育的な視点も考慮して、民間施設等のショートステイの利用について働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○せお委員 出石でレスパイトでも利用できるショートステイの検討をしているということで、大変ありがとうございます。そういった療育的な考え方も、なかなか人材不足などで大変かと思いますが、障害児に対しては、そういったところがあると保護者も大変ありがたく思います。教育もショートステイもですが、既存のものを活かしつつ、新しいものを生み出したり拡充していく。そして、その準備はしっかりと事前に行っていただく検討も、ぜひよろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 以上で、せお委員の質疑を終わります。

次に、おぎの委員。

○おぎの委員 しながわ未来を代表しまして、筒井委員と共に総括質疑を致します。

まずは、森澤区長の掲げる「しあわせ多彩区」、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていくしながわ」について、費用の面からお伺いいたします。

令和6年度は、品川区の事業を見直し、スクラップ・アンド・ビルトにより「幸福」予算として20億円を捻出し、ウェルビーイング予算に振り分けるという、まさにウェルビーイング予算元年でした。

最初に森澤区長がこのテーマを掲げたとき、非常に難しいテーマを掲げられたと思いました。なぜなら、それぞれの幸福の形は違う。一人一人の背景や考え方、生活収入やお金の使い方、まちや住まいに関しても、進歩的な品川区を望む区民がいる一方で、再開発を望まず、ただここに静かに暮らしていくだけと願う区民もいるからです。私個人としましては考え方が少し違う部分もございますが、まずは区民の幸福を第一にと理想を掲げ、この難しいテーマに挑む姿勢に関しては、大きく敬意を表します。

そういった中で、森澤区長が掲げております「しあわせ多彩区」、ウェルビーイングについて改めてお伺いします。私たちは、森澤区長が理想とする品川区の姿の完成形が分かりません。令和6年度のウェルビーイング予算におきまして、森澤区長の理想とする品川区の姿にどの程度近づけたのか。ある程度、形がつくられ、この後はマイナーチェンジとなっていくのか。それともまだ序盤で、今後もさらなる変化を遂げていくのか。このウェルビーイング予算を含め、令和6年度のお金の使い方として「しあわせ多彩区」の実現にどの程度近づけたのか、達成率がありましたらお聞かせください。また、障害

者福祉、人権問題など、今後力を入れていきたいテーマがあれば、併せてお答えください。

○久保田企画経営部長 ウェルビーイング予算についてお答えいたします。

令和6年度のウェルビーイング予算の編成に当たりましては、全区民アンケートの調査結果を分析し、区民が自分らしく暮らしていくために重要だと考える、優先度の高い政策課題を4つの領域に整理した上で、真に区民の幸福に資する施策へと、大胆かつ戦略的に予算を振り向け、区民のウェルビーイングの実現につながる施策を展開してまいりました。

具体的には、令和6年1月1日に発生した能登半島地震での教訓・課題に即応した携帯トイレの全世帯への無償配布や、マンションエレベーター用防災チェアの無償配布をはじめ、区立学校における学用品の無償化や、高齢者の補聴器購入助成に係る所得制限の撤廃、障害者の超短時間就労のマッチングなどに取り組んできたところです。その結果、昨年度実施した世論調査では、「幸福だと感じている」、「やや幸福だと感じている」と回答した方が8割半ばを超えて、区民の幸福実感度が前年度比で7.9ポイント上昇するという結果が得られました。しかしながら現下では、物価高騰の長期化により区民生活や地域経済に深刻な影響があり、中長期的には、高齢化による社会保障関係経費の増大や首都直下地震等の災害リスクなどもあり、区を取り巻く課題は山積しております。そのような中で区としましては、決算特別委員会等でのご意見を踏まえつつ、区民のウェルビーイングの向上と「しあわせ多彩区」の実現に向けて、令和8年度の予算編成を進めてまいります。

○おぎの委員 アンケートで8割が肯定ということで、区民の皆様の満足度、そして今後の展開を、ぜひよろしくお願ひいたします。

私も今回の令和6年度決算特別委員会を通じまして、「しあわせ多彩区」をテーマに、様々な款で質疑をさせていただきました。まずは小さな子どもの気持ちと幸福、共働き家庭がしっかりと親子で向き合う機会となる保育士1日体験について質疑いたしました。品川区で長年続けてきましたこういった事業に、ぜひ今後も力を入れていただきたいと要望します。

続きまして、障害者福祉です。土木費の款では、令和6年度に試験導入を始めた、視覚障害者の方への進化した点字ブロックについてお聞きしました。最新の技術も取り入れ、障害者の方が過ごしやすいまちづくりをお願いします。

また、森澤区長の100の公約のとおり、障害者のグループホームが少しずつ増えてまいりました。ですが、品川区内の障害者就労の場はまだまだ足りていないという声をお聞きします。障害があってもできる範囲で仕事をして、社会とつながって暮らしていきたい。令和6年度は、障害者の超短時間雇用を本格的に推進した年でもあります。品川区は、新庁舎、荏原第四中学校跡地等で障害者就労カフェを計画していますが、私たちが仕事を選べるように、障害者の方も自分たちの個性・特性を活かして仕事が選べるよう、様々な幅を持った就労支援先があるといいなと思います。先日は八潮の垂直水耕栽培の就労支援の可能性をお伺いしました。他区では木材チップ製品の梱包、シイタケ栽培など、多岐にわたる作業が展開されています。品川区では引き続き、ぜひ障害者の就労支援を推進していただきたいと思いますが、現在の状況と今後の方向をお聞きいたします。

○寺嶋福祉部長 まずはご案内いただきました、八潮の就労支援について、区としても大変興味深い取組として受け止めているところでございます。

就労支援の現状ということですけれども、まず超短時間雇用促進事業では、就労を希望する方と企業のマッチングを進めております。本年8月末の実績ということになりますが、登録企業が61社、それから就労を希望する方が67名、このうち実際の就労につながった方は19名となっております。また、

旧りぼん跡地で新規に開始しました就労体験事業、それから就労継続支援B型の新規メニューの開拓といったもので、新たな取組も進めているところでございます。

今後というご質問でございますけれども、超短時間雇用促進事業や就労体験事業を通して、就労意欲のある方の多様なニーズに応じた選択肢を広げて、新たな働き方を創出するものであります。「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていくしながわ」を実践してまいりたいと考えております。

○おぎの委員 障害者就労について、様々な取組と今後の展開を確認いたしました。

私が働いている一般企業では、障害者就労支援で知的障害の方を中心に25名の方が働いていますが、来年の法定雇用率増加に向けて、人事労務課が各部署に受入れ要請や仕事の切り出しの協力を呼びかけております。また、経験のある職員2名を専属で配置し、ご本人やご家族とも相談しながら、定着を目指して伴走型の支援をしております。「こういうところに助成金があればいいね」と言いながら、一般企業でも努力しているところです。品川区でも引き続き、障害者の方が活躍できる環境と広報に力を入れていただきたいと思います。

続きまして、先日10月11日の産経新聞で、在留外国人が過去最多395万人との報道が出ておりました。品川区においても「多彩区」ということで、増えている外国人との共存社会について、しっかりとと考えていかなければいけないと思っております。

まずは住まいです。人件費や資材の高騰と並び、外国人富裕層の過熱した投資により東京都内のマンション価格が高騰しているため、一般収入世帯が購入しづらくなっている件で、投資マネーに対する千代田区のような何らかの対策を求めて質疑を致しました。品川区民の安定した居住について、ぜひ対策していただきたいと要望します。

国民健康保険と住民税について、改めてお伺いします。日本の社会保障と住環境は、今までの日本人たちが一生懸命働き、納めてきた中で、保たれてきた制度です。この制度の崩壊とならないよう、自治体でもしっかりと対応していただきたいと思います。日本人の方と違い、外国籍の方は、帰国してしまえば地方自治体がその滞納分を回収するのが非常に困難になります。令和6年度の外国籍の方の国民健康保険と併せて、住民税についても滞納額をお聞きします。

○高山健康推進部次長 私からは、外国人の方の国民健康保険料の滞納額についてのご質問にお答えいたします。

令和6年度決算の収入未済額、こちらは過年度分と現年度分を合わせた全体の金額といたしまして、12億7,000万円余ということでございます。このうち現年度につきましては8億8,500万円余ございまして、この中に占めます外国人の割合につきましては、12.4%、約1億1,000万円といった状況でございます。

本年度と昨年度、令和6年度の比較でございますが、現状のところでは、外国人の方の割合が特に増えているといった傾向性の変化は見られないところでございます。引き続き、外国人の方には国民健康保険制度を正しくご理解いただきまして、保険料納付をしていただけるよう、多言語によるパンフレットの活用や窓口での丁寧な説明などに努めてまいる考えでございます。

○久保田企画経営部長 私からは、外国人の方の住民税の滞納額についてお答えいたします。

令和6年度の特別区民税・都民税・森林環境税の滞納額は、780人で約8,843万円となります。

○おぎの委員 令和6年度外国人の国民健康保険滞納額が1億1,000万円、住民税滞納額が8,800万円余というお答えを頂きました。合わせて2億円弱。その金額があれば一体何ができるのか。そして、これは本来、しっかりと払っていただくべきお金です。完全帰国してしまえば、地方自

治体は回収することができません。

そこで、回収不能になる前に、外国人の国民健康保険料滞納対策として地方自治体ができることがございます。先ほどお答えいただきましたように、国民健康保険についてしっかりと説明していく一方で、保険料滞納のある在留外国人の情報を出入国在留管理局と共有し、在留資格更新等の審査で活用するというものです。保険料が納付されない場合は、更新不許可等の措置を講じることができます。現在、板橋区など30以上の自治体が、出入国在留管理局に滞納情報提供を行っており、実際、自治体の担当者は滞納対策として効果があるとしています。この対策により、多くの外国人滞納者からは滞納分の保険料が支払われ、実際に在留許可の不許可となった方はごく一部だということです。今後、国でも整備を整えていくとは思われますが、品川区の対策と方針をお伺いします。

○高山健康推進部次長 委員ご紹介の協力要請制度の仕組みの活用につきましてですが、特別区の中でも複数の区で入国管理局と制度の活用が始まられており、国からも今年度に入りまして、その活用について改めて周知が図られたところでございます。

区といたしましても、この仕組みの活用に向けて、既に東京出入局在留管理局と協議・調整を始めたところでございます。今後、この協力要請制度の活用によって、悪質な滞納者と判断した外国人につきまして出入国在留管理局との間で情報を共有することで、適切な保険料の納付につなげる取組を強化していく考えでございます。

○おぎの委員 国民健康保険も住民税も、滞納額の穴埋めは、品川区民一人一人が払ったお金から充てられます。担当課では、ぜひしっかりと対応をお願いいたします。

「しあわせ多彩区」、どんな人もみんな仲よく、それは理想ですが、その理想のために行政としては、それをどう政策に落とし込んで実現していくのか。時には毅然とした判断をしなければならないときもあると思います。区民の不安や不満を取り除き、安心・安全な生活を保つためには、「外国人差別だ」といった言葉で問題から目を背けるのではなく、安定した外国人との共存社会に向けてしっかりと考えるべき課題です。

品川区民の生活を考える区議会におきまして国政の主張を持ち込むのはいかがなものかと思い、発言を控えておりましたが、今回の決算特別委員会において何人かの議員が、SNSの切取り等の間違った認識をベースに発言されておりましたので、一言伝えさせていただきます。参政党は、ホームページや街頭演説で何度も丁寧に説明しておりますが、差別には反対です。この30年間、日本経済が停滞した中、近年のグローバリズム経済から日本が非常に追い詰められており、国民が一生懸命働いても、多くの人の暮らしは楽にならず、上がる物価や税金に困っている。この日本人の生活をまずはしっかりと立て直していく。それが、先日の参議院選挙のスローガンで掲げた「日本人ファースト」です。世界各国それぞれの国が自分たちの国民をまず第一に考えるのは当たり前のことです。本来の趣旨をねじ曲げて、差別だ、排外主義だとおっしゃっている議員の方におかれましては、いま一度、ホームページやYouTubeの街頭演説をご確認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

日本で長年暮らす外国人の方にも意見をお聞きしました。品川区内で中華料理店を家族で営む中国籍の女性の方、日本に来て30年経ちます。日本で結婚し、子どもを育てながら毎日元気にお店を切り盛りしています。近年、国内で急激に増えている新しいタイプの中国人、例えば、日本の住環境や充実した社会保障に魅力を感じてはいるが、日本が好きではないため日本語を学ぶ気はなく、中国人の中だけで経済圏を回している。地元の町会加入はおろか、地域のコミュニティーを完全に無視している同郷の人たちに困惑している。

40代、トルコ国籍の男性です。縁あって20年前、日本に来て、職場で日本語を一生懸命覚えました。言葉は大事。言葉のチョイスを間違うと、言いたいことが伝わらなくなってしまうから。日本が大好きでずっと日本で暮らしてきました。日本人の友達も多く、いい関係を保って働いています。ここ近年での同じ国出身の人たちによる、川口をはじめ埼玉方面での問題を、残念に思ってニュースを見ています。

彼らは口をそろえて言います。「私たちも国に帰れば、私たちのことを考える祖国がある。私たちの国が発行したパスポートには、このパスポートを持った自国民の安全な旅行をお願いしている。だけれども、日本が好きだからここにいる。日本政府が日本人のことを考えるのは当たり前。差別だとは思っていない。それよりも、日本の決まりを守らない人、日本が好きではないのに日本へ来て自分が得をしようと考える同郷の人たちのことをとても迷惑に思っている。日本が好きで、長年日本に住み、納税し、周りの日本人ともいい関係を構築してきた。この先もここで子どもたちを育てて暮らしていきたいから、そういった人たちにしっかりと対応してほしいと思う」とのお話でした。

日本は法治国家です。駄目なものは駄目、違反は違反です。そこを、かわいそうだからといって、よかれと曖昧な対応をすることが、新たな混乱や不安を招くことになります。「しあわせ多彩区」品川区。誰もが自分らしくといった共存社会を求めるのであれば、その理想とする社会のために、行政として区民の安心・安全を守り、しっかりと対応していただきたいと思います。

改めて伺います。品川区の外国人との共存社会の在り方について、品川区の方針と考えをお知らせください。

○柏原区長室長 私から、外国人の方々との共生社会の在り方についてのご質問にお答えいたします。区では外国人の方に限らず、差別というものがあつてはならないものと考えてございます。また、そういう差別の根本には、文化や言葉の違いによる相互の理解不足があるというようなところで捉えているものでございます。

そういうことの解消に向けて、区といたしましては、文化共生をテーマにした多文化共生の様々な事業を行っているところです。また、国際友好協会におきまして日本語教室を開催もしたりしているところでございます。こういった取組につきましては、日本に定住する外国の方のみならず、観光等の目的で日本に来られた方との相互理解といった観点でも有用なものであると捉えてございます。

こうした文化や言葉の違いを分かり合えるようにすることで、国籍や人種などにかかわらず、全ての方がともに暮らしやすい品川区としてまいりたいと考えてございます。

○おぎの委員 品川区でしっかりと定着して暮らしていきたい外国籍の方、そういう方への差別につながらないよう、品川区としても国や出入国在留管理局等の関係を連携して、しっかりと区民の方々の生活を守りながら、「しあわせ多彩区」品川区の理想の姿を実現していただきたいと要望して、私の総括質疑を終了いたします。

○石田（秀）委員長 以上で、おぎの委員の質疑を終わります。

次に、筒井副委員長。

○筒井副委員長 おぎの委員に続けて、総括質疑を行います。

事務事業評価とウェルビーイング指標について伺います。令和6年度に編成したウェルビーイング予算はウェルビーイング予算、令和7年度はウェルビーイング予算2.0とされ、今回の決算委員会の歳入の款別審査では、早くも令和8年度予算はウェルビーイング3.0とのご答弁がありました。これを支えるのは、事務事業評価であります。事務事業評価とその公開は、区の行う各事業の進捗状況の把握、

改善、見直し、無駄削減、賢い支出、めり張りの利いた予算編成、区政の見える化に資するものであり、大いに評価するものであります。地方にある自治体では、いまだ事務事業評価が導入されていないところもあり、品川区の事務事業評価制度が羨ましいと言われることもあります。品川区の事務事業評価の評判を受けてか、お隣の大田区でも令和8年度から事務事業評価の公開が始まるようです。全事業対象かつ全面公開する品川区の事務事業評価制度は、区内外で大変、高評価を受けております。負担もあるとのことですが、職員の方は大いに誇りを持っていただきて、ぜひ、さらなる改善をしながら続けていっていただきたいと存じます。もっと、この事務事業評価制度のことを区民に伝えたほうがよいかと存じます。

この事務事業評価により、一般会計予算の1%、約20億円を財源として捻出し、ウェルビーイングにつながる施策に重点的に予算を振り向けることで、ウェルビーイング予算として予算編成を行っております。すなわち、品川区の予算、ウェルビーイング予算に事務事業評価は必要不可欠で、一体的な関係と言えます。

さて、このウェルビーイングは、個人や社会のよい状態という一般的な定義から、区では「区民の幸福」と定義しております。そして、総合実施計画においてウェルビーイング予算を編成し、区民のウェルビーイング向上という視点で様々な取組を進め、デジタル庁が実施する地域幸福度（Well-Being）指標全国調査を通じて、区民の幸福度や生活満足度などを把握し、その結果等を踏まえてウェルビーイング指標を設定したとあります。

そこで伺います。まず、令和7年度、今年度の事務事業評価の対象事業となる令和6年度の予算事務事業が、669事業から652事業となり、17事業も減ったのはどのような理由でしょうか。

次に、ウェルビーイング指標は事務事業評価の評価シートに記載・反映するとの理解でいたのですが、評価シートには記載・反映されないのでしょうか。また、デジタル庁の地域幸福度（Well-Being）指標のフォーマットを活用するというご判断の理由や経緯をお教えください。

事務事業評価により、事業の改善見直しのP D C Aサイクルを行っているところで、総合計画にはウェルビーイング予算4つの政策領域と指標の関係が記載されておりますが、もっと具体的に個別に、ウェルビーイングと各事業がどのようにひもづいているのか、P D C Aサイクルの実効性確保のため、区民や議会に分かりやすく示すためにも、事務事業評価の評価シートに、この事業はこのウェルビーイング指標と関係しているという旨、各事業とウェルビーイング指標の関係性を記載すべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。そして、今後、区民の幸福度と生活満足度、ウェルビーイング指標の点数の結果をどのように発表していくのでしょうか。教えてください。そもそも、区が精力的に取り組まれているウェルビーイングや事務事業評価ということ自体、区民がまだまだよく理解されていないかと思いますので、併せて分かりやすい周知を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、2021年の経済財政運営と改革の基本方針には「ウェルビーイング」という言葉が既に使われており、国は森澤区長より早く「ウェルビーイング」という言葉を使っておりますが、森澤区長が「ウェルビーイング」という言葉や考えを区政に反映しようという思いに至った理由と、関連して、これまで事務事業評価に力を入れてこられた理由と今後の意気込みを、改めて区長からお聞かせください。

○久保田企画経営部長 初めに、評価対象事業数の減少理由についてでございますけれども、令和5年度で廃止・完了となった事業や、組替え・統合などにより、小事業の数としては17事業、減少したものであります。

次に、ウェルビーイング指標の評価シートへの記載についてですが、ウェルビーイング指標は幸福度

等を、4つの設問と3つの因子群を用いて調査し、数値化・可視化したものであることから、現段階では各シートへ直接記載することには課題があると考えているものでございます。

次に、デジタル庁の地域幸福度指標を活用した理由等についてですが、デジタル庁の全国調査は令和4年度から毎年実施しているものであり、幸福度や生活満足度を経年で把握・分析できることや、全国や他自治体との比較が可能であるため、区の実態を把握できることなどから、区の指標として活用することといたしました。

次に、各事業とウェルビーイング指標との関係性についてですが、ウェルビーイング指標は区政運営のベンチマークとして活用できる指標でありますので、行政評価全体の中でどのように活用し、お示しできるか、考えてまいります。

次に、ウェルビーイング指標の結果の公表と、ウェルビーイング等の周知についてです。事務事業評価により、この2年間で累計40億円を超える財源を捻出し、ウェルビーイングの向上に資する施策に重点的に予算を振り向け、区民の幸福につながる施策を推進してきた結果、区民の幸福度等の指標は着実に向上したと受け止めております。こうした取組を区民に理解していただくことは重要と考えておりますし、引き続き、区ホームページやSNSなどで分かりやすい周知に努めてまいります。

○森澤区長 ウェルビーイングや事務事業評価に関する思いと意気込みについて、お答えいたします。

なぜウェルビーイングに着目したかですが、もとより日本の幸福度が低いことにあります。成熟した社会であるにもかかわらず、世界幸福度調査における日本の幸福度は55位です。1人当たりのGDPなどは相対的に高い水準にあるものの、人生の選択の自由度や寛容さの低さが幸福度を押し下げている現状があります。人々が生きづらさを感じたり、人生の選択を阻まれるような日本の状況に、課題を感じているところであります。

2019年、世界初となるウェルビーイング予算を編成したニュージーランドのアーダーン元首相は、思いやり、共感、幸福という観点の下、未来を見据えた抜本的な取組が重要と、世界に向けて発信しましたが、先行きが不透明な時代にあるからこそ、誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていく、人として幸福が実感できる、そのような社会をつくりたいと考え、この間、ウェルビーイングを基軸とした施策展開を図ってきたところであります。その中心にあるのは、人を基軸とした政策への財源の転換であります。

その手法として令和5年度より、ご指摘を頂きました、全事業を対象として取り組んだ事務事業評価では、事業のスクラップ・アンド・ビルト、不断の体質改革を積極的に推し進め、2年間で累計約40億円の財源を捻出したところであります。特に時代の変化が速い昨今では、常に見直し・アップデートをしていくことが必要だと考えております。その果実をウェルビーイング予算に振り向いた成果が、区民幸福度7.9ポイント上昇という結果に結びついたものと考えております。

今後とも事務事業評価にしっかりと取り組みながら、区民の幸福の観点から積極果敢に区政を前に進めていきたいと考えております。

○筒井副委員長 区長から直接、思いを改めて伺いました。こうした区長の思いと、また事務事業評価制度はすばらしい取組だと思います。せつかくの取組ですので、もっともっと事務事業評価とウェルビーイングについて、区民に分かりやすく周知をぜひお願いしたいと思います。

次に、特別区民税の減税について伺います。再三述べてますが、物価高騰は進む一方、収入は上がらない状況。収入が上がらない状況の中、税の負担と社会保険料の負担は増えております。品川区民の方の多くもこのような負担に苦しんでおり、さらに円安が進むであろう状況においては、その苦しみ

は増すものと思われます。

私は第2回定例会の一般質問でも提案させていただきました。また、款別審査の歳入で、我が会派の山本委員からも提案させていただきましたが、区は子育て世代など特定の世代や属性のみに限った支援ばかりではなく、広く区民が恩恵を受けられる一律・公正公平な支援となる特別区民税の減税を行うべきと考えます。先日、会派で、実際に市民税の減税を行っている名古屋市に視察に行きましたが、名古屋市の減税の方法は、個人市民税の均等割と所得割をそれぞれ5%減税するもので、均等割の3,000円を、3,000円の5%減税額2,850円の端数50円の切捨てをして、結果、200円の減税をして2,800円に、所得割8%を減税で7.7%に引き下げております。品川区の財政状況を考えれば、この程度の減税は可能であると言えます。

そこで、例えばこの名古屋市と同様の方法で、均等割・所得割について、それぞれ5%の減税を行った場合の減税額は幾らになりますでしょうか。すなわち、この額が必要な財源となります。また、世帯年収別の減税額はおよそ幾らくらいになりますでしょうか。モデルケースとして、夫婦と子ども2人世帯として、世帯年収300万円、500万円、700万円、1,000万円の場合、減税額をそれぞれお教えください。まず減税額をお知らせください。

○久保田企画経営部長 まず、名古屋市と同様に減税した場合の総額についてでございますが、令和7年度の課税状況で試算しますと、均等割と所得割を合わせて約19億1,400万円になります。また、夫婦と子ども2人世帯としてのモデルケースにおける、各世帯年収ごとの減税額の目安として、世帯年収300万円では800円、500万円では3,900円、700万円では8,400円、1,000万円では1万3,100円となります。

○筒井副委員長 次に、品川区の財政状況を改めて伺います。

主要財源である特別区民税と特別区財政調整交付金の、それぞれの近年の增收額の状況と今後の見通しを教えてください。また、令和6年度決算における翌年度への繰越額と、近年の繰越額の状況と今後の見通しを教えてください。また、財政調整基金の状況も伺います。

○久保田企画経営部長 初めに特別区民税の前年度比増減ですが、令和4年度決算では約24億8,600万円の増、令和5年度決算では約10億5,500万円の増、令和6年度決算では約11億7,500万円の増であります。

今後の見通しとしては、令和7年度課税の調定額では前年度比約63億円の増であります。令和6年度に実施した定額減税の影響を差し引いても約40億円以上の増加となっており、これは納税義務者の増加や高額所得者層の増加などが要因となっております。今後の状況は、景気の動向など、社会経済にもよりますが、生産年齢人口のピークを迎える2035年頃までは、納税義務者の増加とともに税収は増加していくものと推計しています。

次に、特別区財政調整交付金の前年度比増減ですが、令和4年度決算では約8億7,900万円の減、令和5年度決算では約9億2,400万円の減、令和6年度決算では約57億円の増であります。令和7年度の予算については、都区財政調整制度における配分割合の変更、また地価上昇による固定資産税など調整税等の伸びを背景に、480億円の歳入を見込んだところです。しかしながら、国の財政制度等審議会においては、「法人事業税・法人住民税の偏在性は依然として大きい状況になっている」との、いわゆる東京富裕論が見受けられておりまして、都区財政調整制度の財源となる調整税等の先行きは不透明な状況にあります。

次に、翌年度への繰越しですが、繰越明許費を除き、令和4年度決算では約63億円、令和5年度決

算では約59億円、令和6年度決算では約66億円となっております。今後の見通しにつきましては、各年度における歳入歳出状況に左右されますので、申し述べることは難しいところがあります。

次に財政調整基金の現在高ですが、令和4年度末で約185億円、令和5年度末で194億円、令和6年度決算で約200億円となり、また現時点における令和7年度末の現在高見込みは175億円となっております。

○筒井副委員長 税収が今後増えているということで、特に近年、40億円、税収が増えておりまし、繰越金も66億円、財政調整基金も十分にあるということで、それだけの財政上の余裕があれば、品川区でも減税は可能と考えます。繰越金についても、地方財政上、2分の1は基金積立てや債務償還に充てる必要がありますが、逆に2分の1は剩余金として活用できると思われます。この税収の上振れ分、余った分は減税の財源として使えるので、品川区特別区税条例の改正を行って、理論上、特別区民税の減税は可能と考えますが、いかがでしょうか。また、減税するに当たり、何か課題はあるのでしょうか。例えば、国、総務省との関係や東京都との関係、財政調整基金の活用法などに当たっての課題でしょうか。教えてください。

○久保田企画経営部長 税は公共サービスを提供するために必要な費用を、国民全体の共通の費用として広く公平に分かち合っていただくものであり、とりわけ特別区民税は、地域社会の会費としての性格を持っております。区民生活を支える様々な行政サービスを提供するための貴重な財源となります。そのため、区の財源の根幹をなす特別区民税を確保していくことは区政運営に必要不可欠であるため、区独自での減税の予定はありません。

仮に住民税の減税を行った際の課題ですが、総務省により、起債に一定の制約が課されることとなります。例えば、地方税法第5条の4に基づき、普通税の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体が地方債を起こそうとする場合には、総務大臣または都道府県知事の許可を受ける必要があります。また、国の地方債同意等基準によれば、建設地方債の許可を受けるに当たり、地方債における将来世代への転嫁ではなく、減税による減収額を上回る行政改革の取組を予定しているかどうかなどを中心に精査が行われるため、手続期間や許可の見通しなどが立ちにくい状況に差しかかることが懸念されます。また、区の歳入構造は、景気に左右されやすい区民税と財政調整普通交付金が一般財源の約8割を占めており、景気が低迷した際は一般財源の減少幅が大きいことから、景気が低迷しても安定的な行政サービスを提供できるだけの財源を、財政調整基金に積み立てておく必要があると考えております。そうしたことから、区独自での減税は実質的に困難であると考えております。

○筒井副委員長 そもそも必要不可欠な財源ということと、起債制限が特に大きいかなと思います。また、行政改革をしなくてはいけない。区として事務事業評価などやっておりますけれども、予定が立ちにくいなど、また財政調整基金の関係。様々、減税するという行為自体に問題があるのかなと考えております。

私も引き続き模索させていただきますけれども、減税が様々な理由で困難ということであれば、減税のほかに高過ぎる社会保険料などの負担軽減で税を還元し、いわゆる手取りを増やす取組を求めていきたいと思いますけれども、ご見解はいかがでしょうか。また、できるだけ幅広く多くの区民に還元できる、区民が納得できる行政サービスを行っていただきたいと思いますが、今後の取組はいかがお考えでしょうか。

○久保田企画経営部長 先ほども申し上げたとおり、区が独自に減税することは制度上の課題を残しておりますが、区民の実質的な負担を軽減していくという視点は重要であると認識しています。そのた

め、区としましては、区民生活や地域経済を下支えするべく、区内共通商品券のプレミアム率および発行額の拡大など、実質的な区民負担の軽減につながる施策を積極的に展開しているところです。とりわけ現下の物価高騰を踏まえ、区民や区内事業者を取り巻く状況が厳しさを増す中、実質的な区民負担を軽減することで区民の手取りを増やす、あるいは区民に還元していく取組が重要であり、そのために必要な各施策を積極果敢に展開してまいります。

○筒井副委員長 商品券というご答弁がありました。様々な場面で、商品券、商品券というご答弁を頂くのですけれども、商品券以外の負担軽減策もぜひ行っていただきたいと思います。また、社会保険料の問題のうち、区ができることには介護保険料などあります。税金のほかに社会保険料も非常に高い、大きな負担となっておりますので、今、これも国でまた大きく動きそうですけれども、そうした国の動向も併せて、また国の社会保険料軽減策の後押しをするように、区からもぜひ国に対してご要望を行っていただきたいと存じます。また、できるだけ幅広く多くの区民に還元できる行政サービスも必要ですので、商品券以外で区民の方が多く納得できる行政サービスをやっていただきたいのですけれども、その点についてもう一言お願ひいたします。

○久保田企画経営部長 品川区としましては、これまで区民の負担を軽減する施策を様々展開してきたところでございます。それぞれにおきまして、区民ニーズや、区民が必要とするような施策を積極的に展開してきたところでございますので、私どもとしましても、幅広く今後も検討していきたいと考えているところでございます。

○筒井副委員長 事務事業評価制度のお話もさせていただいておりますけれども、区民からなぜ、不満、そして批判が出てくるかといいますと、やはり自分たちの税金を適切に使っていただきたいと。特定の層の方だけでなく、やはり幅広く、使っていただきたいと。行政サービスは自分にも少なからず直接的・間接的に返ってくる。なので、税金を使った行政サービスを行うことは仕方がない。むしろ、よいことだなどといった、区民の方が広く納得できるような今後の行政サービスをぜひ行っていただきたいと思います。

次に、ミドル期シングルについて伺います。款別審査で、つる委員からもご質問がありましたが、私も取り上げさせていただきます。区民が納得できる行政サービスの一つとしてご対応をお願いしたいと存じます。この問題は、宮本みち子千葉大学名誉教授らの研究メンバーで、特別区長会調査研究機構の研究プロジェクトで扱われており、次の特別区議会議員講演会のテーマでもあります。

委員長の許可を受けまして、掲示いたします。研究成果として『東京ミドル期シングルの衝撃』が出されました。ミドル期シングルとは壮年期単身世帯のことであり、35歳から64歳をミドル期、35歳から49歳を前期ミドル期、50歳から64歳を後期ミドル期と分けて定義するものでございます。単身の理由は、未婚、離別、死別と様々です。このミドル期シングルの方が東京区部の人口で約30%を占めており、今後も増加は確定的ということです。決して無視できない層であり、また納税者としての比重も大きいので、行政として政策対象として認識し、早期に対応することが必要と考えます。

このミドル期シングルの方は、前期の方を中心に、移動を伴う自由な活動を好む傾向があり、決して自分の居住地域にこだわらない方が多く、居住地域の自治体や町会などの既存地域コミュニティーとの関係や関心が希薄・消極的とのことです。一方、自分が高齢になった場合など、病気などの健康面、親の介護などの将来的な不安は抱えているようで、その際の親密なサポートは親や兄弟のみという状況のようです。そのようなこともあります、孤独・孤立に陥るリスクがあり、いざというとき適時適切な支援が受けられないというリスクを抱えております。

ミドル期シングルの方がそのまま何も対応されず高齢者になったときに、全て行政サービスのお世話になるというのは、行政側の供給不足・負担増となりますし、地域で、孤立した人々が単に点在するだけとなり、地域社会の連帯や活力が失われることにもなりかねません。高齢者になったときに初めて地域コミュニティーにいきなり参画するというのはハードルが高い。現時点では、地域コミュニティーに関わることは、積極的でないにしても拒否はしていないことです。

そこで伺います。区として、このミドル期シングルの問題を認識されているでしょうか。また、ミドル期シングルの方は、区内人口の何%いらっしゃるのでしょうか。区としてもミドル期シングル対応として、緩やかで開かれた、幅広くつながれる場づくり、シングル向けのサービスの拡充、その周知を進める必要があると考えます。シングルフレンドリーなまちをつくっていただきたいと考えますが、ご所見をお聞かせください。

○寺嶋福祉部長　　まず、ミドル期シングルの問題意識ということです。現在進めております孤独・孤立対策事業は、もともと20代から30代の若年層をターゲットに始めたものですけれども、実際にスタートしてみると、40代、50代の利用者が大変増加しているという傾向にあります。こういったことから、ミドル期シングルの問題については認識しているところでございます。ご指摘のとおり、将来的に大きな社会問題になる可能性があることを危惧しているところでございます。

それから、区内にミドル期シングルの方がどのぐらいいるのかということですけれども、先ほど東京都で30%ということでした。正確な調査をしたわけではないので、あくまでも推定ということですが、区では5万人強と見込んでおります。割合でいうと13%程度ではなかろうかと捉えております。

それから3点目の、区としてサービス拡充や周知を進めてシングルフレンドリーなまちづくりを行うというご質問でございますけれども、品川区では重層的支援体制整備事業と、先ほど申し上げました孤独・孤立対策事業の中で、家庭、職場に次ぐ第3の居場所として、新たなサードプレイスの提供について、今、事業化を目指して着手しているところでございます。こちらは必ずしもミドル期シングルに特化した事業ではないのですけれども、ぜひご活用いただきたいと考えております。

それから、今、行っています24時間365日チャット相談やオンラインカウンセリングの活用を促すなどしまして、支援が必要な方に情報が届けられるよう、発信に努めてまいります。

○筒井副委員長　　今、重層的支援事業でサードプレイスづくりに今後取り組まれるということで、そうしたミドル期シングル対策をぜひお願いしたいと思います。今回は問題提起として取り上げさせていただきましたけれども、これは新しい問題で、かつ重要な問題だと考えております。ぜひ、図書館や公共施設などを活用したサードプレイスづくりや、文化、スポーツ、またデジタル地域通貨などを活用した新しいイベントなど、ミドル期シングルの方も「しあわせ多彩区」を構成している方々だということをぜひ意識して、庁内を横断した施策や対応をぜひ行っていただきたいと存じます。

最後に、羽田空港アクセス線新駅の設置について質問します。羽田空港アクセス線の東山手ルートについては、JR東日本により、2031年度の開業を目指し、現在工事が進められています。品川区内は、天王洲アイル付近から東京貨物ターミナルを結ぶ、休止中の貨物路線である大汐線を使用して、アクセス線の整備が行われます。区内における鉄道の新設路線であり、区内における新駅の設置について大いに期待したいところです。

そこで伺います。区は今まで、羽田空港アクセス線新駅可能性地域まちづくり検討を行ってきておりますが、現在の検討の状況と、新駅設置に係る区のスタンスを伺います。

○鈴木都市環境部長　　羽田空港アクセス線新駅に関するご質問についてお答えいたします。

区ではJR東日本による羽田空港アクセス線東山手ルートの事業化が公表されて以降、沿線地域のまちづくり検討に取り組んでいるところです。検討は、現在の沿線の土地利用の状況やまちづくりの動向などから、新駅設置の可能性について調査・検討を行っているものです。検討ではこれまでに、物理的に駅が設置できる場所の絞り込みや、周辺の土地利用や人口の集積状況、道路や交通など都市インフラの状況とともに、将来のまちづくり等の在り方について整理してまいりました。

新駅整備につきましては、JRからは、需要のない場所に駅はつくれないとの見解を得ているところでございます。区としましては、沿線の土地活用の今後の動向もしっかりと注視するとともに、都の広域的な臨海部の計画にも目を向けながら、東京都などの関係機関とも意見交換を行い、臨海部のまちづくりの方向性や可能性を検討する中で、新駅の可能性について、時機を失うことのないよう、戦略的な視点も念頭に置きながら取り組んでまいります。

○筒井副委員長 もう、これは需要があることですので、ぜひ需要がある形で、そうした環境づくりを整えていっていただきたいと存じます。

羽田空港アクセス線の開業は2031年度であり、今からおおむね6年後です。新駅を設置するためには、周辺のまちづくりの進展に加え、JRとの調整、新駅の設計や工事期間が必要です。残りの時間を考えると、開業に新駅設置を間に合わせるとなると、非常にタイトなスケジュールであると考えます。

伺いますが、アクセス線開業後においても新駅設置を実現できる可能性はあるのでしょうか。工事主体はJR東日本ですが、現状の区の考えを伺います。

○鈴木都市環境部長 仮に新駅が設置された場合、新駅設置周辺の土地所有者や、JRや東京都、区など関係機関による調整協議とともに、都市計画などの手続に加え、設計や工事にも数年の期間を要することから、2031年の開業までには実質、非常にタイトな状況であると区として認識しているところでございます。

一方で、アクセス線開業後の新駅整備は、開業前の整備に比べ、工事期間や工事費が高くなるといったデメリットはあるものの、過去の事例ではJR京葉線の幕張豊砂駅や、JR山手線の高輪ゲートウェイ駅など、既に開業し、路線を運行しながら新駅が設置された事例があり、沿線周辺のまちづくりの進展状況に合わせ、開業後に新駅整備が行われる場合も考えられるものと、区としては認識しているところでございます。

○筒井副委員長 ほかの事例もありますので、開業後でも、ぜひこれは品川区の活性化につながることですので、お願いしたいと思います。

区内における新駅の設置は数十年に一度とも言える大きなチャンスであると考えますので、周辺のまちづくりの状況を注視していただくとともに、時機を逃さずに積極的な行動をしていただくよう要望させていただいて、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○石田（秀）委員長 以上で、筒井副委員長の質疑を終わります。

次に、ゆきた委員。

○ゆきた委員 区議会公明党を代表して、若林副委員長と共に総括質疑を行います。

初めに、風水害の支援体制の強化について質問します。先月9月11日に、1時間に120ミリを超える豪雨により、区内広範囲に甚大な被害がありました。改めて、被災された区民の方々へ心からお見舞い申し上げます。また、被災者支援にご尽力くださっている区職員や関係事業者の皆様に感謝申し上げます。

区議会公明党は、区内各地で床下・床上浸水の被害状況の声を受け、被災翌日、森澤区長に緊急の申

入れを行いました。浸水被害での廃棄物の回収・運搬処理や消毒の実施、見舞金の支給や相談窓口の設置などの支援について、迅速に行うように要望しました。さらに、被害状況を教訓として土のうステーションの拡充など、多角的な被害防止対策を講じるように求めました。今回の局地的集中豪雨では、浸水ハザードマップに示されていなかった箇所でも被害があり、見舞金や消毒の申請がありました。さらに、土のうステーションについて、距離的な地域間格差の声もありました。こういった観点から、震災ハザードマップを基にした支援の一手を、既存の対策の拡充とともに、さらに進めていく必要があります。

そこで、今回、被害状況を受けて、既存の浸水ハザードマップを精査し、緊急に更新することを求めます。さらに、浸水ハザードマップの更新と併せて、土のうステーションの地域間格差を解消するためには、さらなる拡充を求めます。区の見解を伺います。

○七嶋災害対策担当部長　　浸水ハザードマップの更新についてお答えします。

現在の浸水ハザードマップは、水防法の規定に基づき、最大規模の降雨があった場合を想定し、作成しています。その想定雨量は、今回の9月11日の1時間最大雨量120ミリよりも多い、1時間最大雨量153ミリを想定して作成しております。その上で、現在の浸水ハザードマップには、過去の浸水被害地区として、平成元年と平成11年などの浸水実績を付記し、実態に近づける内容で作成しております。

今回の被害状況を踏まえ、浸水した地区の実績を追記するなど、実態に即した内容となるように、できるだけ早く浸水ハザードマップの更新を行います。

○溝口防災まちづくり部長　　土のう置場につきましては、過去の浸水実績を踏まえまして、道路や公園等の敷地に、区内56か所、整備しているところでございます。近年では令和5年度の大浴を受けまして、南大井二丁目で2か所増設するなど、地域からのご要望に応じまして、これまでも増設を行ってきているところでございます。

本年9月11日の大雨を踏まえまして既にご要望いただいているところもあり、現在、拡充に向けて検討を進めているところでございます。今後も引き続き、浸水被害の実績とともに、地域の声を丁寧に伺いながら、浸水被害の軽減に努めてまいります。

○ゆきた委員　　ぜひ今後の対策として進めていただければと思います。

品川区の防水板設置の工事助成の対策では、現在は標高5メートル以上に立地し、平成15年2月25日以降に建築確認を得て工事を行った建築物のうち、地下の土地利用をしている建築物、品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱の対象である建築物、半地下駐車場は対象外となっています。また、今回の局地的集中豪雨では、事前に気象情報の把握が困難だったため、区内の学校や図書館、保育園などの区有施設で浸水被害がありました。今後さらに、即時に運搬と設置が可能な簡易止水板が必要になってくると考えます。品川区防水板設置等工事助成要綱には、助成対象は防水板およびその設置に伴う関連工事とありますが、今まで簡易止水板は対象外とされています。款別審査でも紹介した簡易止水板は強固で軽量であり、運搬が容易で、迅速な設置ができます。既に自衛隊や他自治体の施設に防水対策として導入されています。設計と工事を伴う防水板は、購入助成があったとしても、区民へかなりの時間と費用負担があります。そこで、標高5メートル以上の地域で防水板設置等工事助成の対象外となっている建築物や半地下駐車場についても、今回の集中豪雨の被害状況を反映した浸水ハザードマップを基にするなど、助成の対象とするよう要望します。また、防水板設置等工事助成要綱で、JIS規格に準ずる治水性を満たす簡易止水板を助成対象とするよう、要綱の改正を求める

らに、土のうの運搬・設置が困難な高齢者世帯等には手厚い支援を求める。加えて、防水板助成対象の推奨する簡易止水板の製品一覧を作成し、区民や店舗、事業者が複数の製品から選べるように周知することを求める。さらに、今回浸水被害のあった区有施設に簡易止水板を導入する必要性の認識についてお知らせください。区の見解をお聞きします。

○溝口防災まちづくり部長 初めに、設置助成の拡大および支援の優遇につきましては、現在、助成対象外となっている半地下等の建築物について、助成対象の要件を緩和し、立地地盤の標高や半地下などの構造によらず、区内全ての建築物を助成の対象としていきます。併せて、高齢者世帯等も含めまして制度利用を一層後押しするために、助成額について、個人への助成率を4分の3から5分の4に、法人の助成率を2分の1から5分の3に、それぞれ引き上げるとともに、法人の限度額を100万円から150万円への引上げを検討しております。

次に簡易型止水板につきましては、今回の浸水被害を踏まえまして、区民の方々に、迅速に浸水に備えていただけるよう、工事を伴わず設置することができる簡易止水板の購入につきましても、助成対象として要綱に位置づけていきます。また、浸水防止性能についてJIS規格で定める6つの等級のうち、一般的な土のうより浸水防止性能が高いとされる、最も低い等級に準ずる性能も助成対象に含めることといたします。こうした取組により、簡易型止水板も含め、区民に幅広い選択肢を提供してまいります。

次に、製品一覧の作成・周知につきましては、今回助成対象として位置づける簡易型止水板を含めまして、どういった種類の止水板があるかなどについて区のホームページに掲載するとともに、区民からのお問合せや相談に際しては、設置の容易さや浸水防止性能の違いなどを含めまして、それぞれ特徴をお伝えすることで、状況に応じて選択していただけるように取り組んでまいります。

今後発生し得る豪雨災害から区民の生命と財産を守るため、区としてできる支援策を迅速に強化してまいります。

○久保田企画経営部長 私からは、浸水被害のあった区有施設への防災対策についてお答えいたします。

ご提案のありました簡易止水板は、土のうに比べて運搬や設置時間を短縮できるメリットがあります。その一方で、平たんな場所に設置するといった必要性もあることから、施設の特性に合わせまして、簡易止水板や土のう等の防災グッズを効果的に活用しまして浸水被害を防止する対策を講じるよう、各施設主管課と速やかに調整してまいります。

○ゆきた委員 ぜひ簡易止水板の支援助成と周知について進めていただければと思います。

今回の局地的集中豪雨で、区道の排水能力が十分でないため、私道の排水に影響を与え、浸水の被害となりました。私道では複数の住民が共同で利用しており、公共下水道に接続する下水道は公共インフラとして整備していく必要があります。品川区では、私道整備助成での舗装工事と併せて下水道管の舗装工事を実施していますが、舗装工事の対象とならなければ下水道管は改修されません。事前確認では、私道整備助成について、年間の予算が約6,000万円に対し、現在約10件の案件が滞留し、工事が早くても2年待ちという状況です。私道整備の現状は防災上、見直す必要があります。

そこで、下水道の老朽化を加味した私道整備助成対象の要件緩和を求める。また、私道整備をより一層推進するため、私道整備助成制度の予算について、次年度以降のさらなる増額を求める。区の見解をお聞きします。

○鈴木都市環境部長 私道整備助成についてお答えいたします。

初めに私道整備助成金の対象についてですが、私道の下水道管は道路沿道の居住者が利用者である一

方、その通行は沿道居住者の使用とともに不特定多数の方の通行にも供するなど公共性が高いことから、路面改修により重きを置き、運用してきたところでございます。しかしながら私道の下水道管は、このたびの集中豪雨等、大雨の際には、公共の下水道管とともに地域の安全を支えるインフラであるとも認識しているところでございます。区としましては、今回の集中豪雨での被害の状況も踏まえながら、改めて地域の安全性向上につながる視点での助成制度の運用について検討・見直しを行ってまいります。

また、私道整備の予算につきましては、年度途中の申請等により設計・発注等に時間を要し、次年度整備となった工事とともに、新年度の新規申請にも可能な限り対応できるよう、予算措置に取り組んでいるところでございます。一方で、私道整備申請後の区調査により、路面改修とともに、下水道管も含め、改修が必要になるなど、大規模な工事についてはより多くの設計と工事期間が必要となります。また申請が集中した場合など、結果、申請からより長くお待ちいただく場合もございます。私道は個人の財産であるものの、不特定多数の方が通行するなど公共性の側面も持ち合わせていることから、区としましては、申請者の求めに応じ、一刻も早く整備が実施できるよう、予算措置とともに、さらなる事務の効率化に取り組んでまいります。

○ゆきた委員 ぜひ進めていただければと思います。

私道の排水設備は生活に不可欠なインフラであり、個人負担では高額なため、15区の特別区において、私道整備助成とは別に私道排水助成制度が高い助成率で設けられ、練馬区・世田谷区・板橋区では配水管の新規設置工事についても助成対象となっています。さらに大田区では、私道配水管の診断の調査費用についても助成対象となっています。

そこで、私道の雨水管・污水管の改修・新設といったインフラ整備の必要性から、私道整備助成とは別に、排水設備に対する助成制度の創設を求めます。また、配水管の診断となる調査費用についても助成対象とし、私道の公共インフラのさらなる整備を進めていくことを求めます。区の見解を伺います。

○鈴木都市環境部長 初めに、私道整備助成とは別に排水設備の整備助成を実施することについてですが、現在の私道整備助成では、路面改修とともに、雨水管と污水管が合流した私道の下水道管についても既に助成対象としてございます。助成の内容につきましても、下水道管の劣化状況に応じ、改修とともに更新にも対応しており、また、数は少ないものの、くみ取り式からの下水道管の新設についても助成対象としてございます。一方で、ミニ開発等による新設私道内の下水道管の整備につきましては、開発事業者側で実施していただいている状況でございます。

次に、私道内の下水道管の調査費用の助成につきましては、地域の安全性向上につながるインフラとしての観点からも含め、今後、助成の在り方について調査研究してまいります。

○ゆきた委員 こういった風水害対策について、今後さらに必要になってくると思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

続いて、人生最後の福祉である火葬・葬儀について質問します。款別審査で確認しましたが、今後、世代人口の多い層である団塊の世代と団塊ジュニア世代の高齢化に伴い、火葬需要のピークは2060年までの今後約30年と見込まれており、品川区でも多くの方が死を迎える多死社会が訪れます。墓地埋葬法および厚生労働省通知によれば、火葬場等の経営主体については、永続性と非営利性を確保するため、原則として市区町村等の基礎自治体が責任を持って運営しなければならず、例外として宗教法人・公益法人等に限るとされています。

品川区は、近隣5区共同で、公営の火葬場である臨海斎場を設置しており、款別審査で確認したところ、利用割合は、立地自治体である大田区が約7割、品川区が約2割、残りの1割が3区の利用でした。

一方で、品川区内には民間火葬場である桐ヶ谷斎場が立地しており、現状では、区民の総死亡者数全体における、区民が利用する火葬場との割合は、推計値で臨海斎場が約45%、桐ヶ谷斎場が約55%とのことでした。

そこで、まず多死社会を迎えるに当たり、区民の安定した火葬場の確保は、行政、品川区が責任を負うという認識でよいのか伺います。次に、ピーク時の区民の年間火葬数の推計値等のデータを示した上で、今後、区民の火葬の需要に対して供給が充足するのか、ご所見を伺います。また、ピークを迎える2060年に向けて、品川区が備えていく前提として、公営の臨海斎場の機能強化と、民間経営の桐ヶ谷斎場の安定した火葬環境が不可欠と考えます。臨海斎場の火葬炉を増設する計画がありますが、増設の内容と工事・運用スケジュールをお示しください。同じく、桐ヶ谷斎場に求める役割をお示しください。

款別審査でも、臨海斎場へのアクセスの課題が示されました。これまでに、区民全体の公共交通の向上の観点から、コミュニティバス、グリーンスローモビリティ、AIオンデマンド交通等の実証実験が行われています。移動負担を軽減するため、同様に公共交通の観点から、火葬場への移動手段の検討も必要と考えますが、区の見解をお聞きします。

○川島地域振興部長 まず、火葬場の確保の責務についてお答えいたします。

火葬場につきましては、区民生活に不可欠な施設であり、公衆衛生その他、公共の福祉の見地から、その永続性・公益性・非営利性が求められております。品川区では、区民が安心して火葬ができる環境を整備することが区の責務と考え、将来の火葬需要に備え、近隣4区と共に一部事務組合を設立し、平成16年に臨海斎場を開場いたしました。そうしたことからも、安定した火葬場の体制を整えることは重要であると認識しております。

次に、火葬のピークについてお答えいたします。臨海部広域斎場組合が令和5年度に行った施設整備検討調査報告によりますと、品川区を含む組織区5区における火葬需要のピークは2060年代ということで、品川区民の年間死亡者数が令和6年度は年間3,582人ということで、ピークとなる2060年代が年平均約5,300人という推計でございます。区民の火葬需要は増えますが、臨海斎場を増築することによりまして、供給は充足するものと考えてございます。

次に、臨海斎場の増築計画についてでございます。将来の火葬需要を見越しまして、令和12年に火葬炉10炉を増設し、既存の10炉から2倍に増やす計画を進めております。併せて、告別室、収骨室をそれぞれ5室、火葬待合室を7室、保冷庫20庫、多目的室3室を増設するほか、既存棟におきまして火葬待合室を式場として活用できるように転用いたしまして、令和8年1月から4室、令和12年にはさらに4室、増やしていく予定でございます。

工事・運用の増築のスケジュールにつきましては、令和7年現在、基本設計を行っているところでございます。令和8年度に都市計画変更の手続を経て、実施計画に移ります。令和10年度中、工事が開始され、令和12年度中の供用開始に向けて計画しているところでございます。

また、桐ヶ谷斎場に求める役割につきましては、品川区民の半数以上が利用している斎場でございます。今後も区民にとって必要な施設であるため、継続的・安定的な火葬場の運営が求められているものと考えてございます。

○溝口防災まちづくり部長 臨海斎場へのアクセスにつきましては、区はこれまで、交通サービス圏域以外の地区を対象といたしまして、大井地区のコミュニティバスの試行運行、荏原地区および大崎地区におけるオンデマンド交通の実証運行など、地域にふさわしい交通サービスであるかを見極めるべく、

様々な取組を進めてきているところでございます。

区といたしましては、まず区内に残る交通サービス圏域外の地区の解消に向けた取組を着実に進めていくとともに、今後の区全体の地域交通の在り方などの観点から、各地区の課題や臨海斎場など、個別施設へのご要望なども踏まえつつ、地域交通の方向性を見極めながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

なお、臨海斎場へのアクセスにつきましては、実施主体であります臨海部広域斎場組合より、令和12年度に予定している火葬炉の増築に合わせまして、アクセスについて調査研究を行っていると聞いております。区といたしましても、引き続き地域の皆様から頂いたご要望を伝えてまいります。

○ゆきた委員 2つの火葬場が非常に重要な役割を担っていることを改めて確認させていただきました。

さて、法令に基づき、全国1,364か所の火葬場の約98%が、地方自治体、宗教法人、公益法人によって運営され、無料もしくは安価な火葬料金が設定されていますが、歴史的経緯から、都内の火葬場9か所のうち、桐ヶ谷斎場を含む6か所が同一の民間企業の経営です。この間、同社が段階的に火葬料金を引き上げた結果、臨海斎場の2倍以上となる9万円まで高騰、また同社が火葬事業に加えて葬祭事業を開始したことで、利益重視で公益性に欠けているのではないかとの声が上がり、さらに本年8月、比較的低廉な料金の特別区民葬儀から今年度で撤退するとの方針を示しました。

この問題に対応するため、公明党は5年前から、区議会・都議会・国会の議員が連携したプロジェクトチームを立ち上げ、関係者・識者とのヒアリングや調査検討を重ねてきました。本年9月26日、本プロジェクトチームメンバーは福岡資磨厚生労働大臣に次の3点を申し入れ、品川区からは新妻さえ子区議会議員が参加しました。

1点目は、法改正を行い、火葬場の経営主体を、民間事業者を除く地方自治体等に限定し、移行段階を設けること。2点目は、火葬場の料金設定は都道府県知事の認可を得なければならない制度とすること。3点目は、料金設定が不適切であると判断した場合、都道府県が火葬場に立入調査できる制度すること。福岡大臣は真摯に取り組んでいきたいと答えました。

そこで、現状、火葬場の許可および立入検査、改善命令、許可取消しの権限は特別区にありますが、桐ヶ谷斎場および運営企業への立入調査の経緯と内容、その結果として、同社の火葬料金の設定が適切かどうかについてお知らせください。また、同社の区民葬儀からの撤退に関する品川区のお考えをお知らせください。8月に特別区長会では、23区共通で特別区民葬儀における助成制度の創設を行うと公表しましたが、その検討内容について教えてください。

○阿部健康推進部長 私からは、桐ヶ谷斎場および運営企業への立入調査の経緯および内容に関するご質問にお答えいたします。

区保健所は従前から、墓地、埋葬等に関する法律に沿って、区内火葬場が衛生的に管理されているかどうかの監視を行ってまいりました。令和4年11月に厚生労働省から、火葬場の適正な経営・管理に関する指導監督に関する通知があり、これを受けて、現行の墓地埋葬法に明確な規定はないものの、法の趣旨である公益目的にのっとって運営されているかどうかを確認するため、当該企業が運営する火葬場が所在する6区の保健所が、各火葬場への立入調査と、合同での運営企業への調査を実施いたしました。調査の結果、公益目的に反する行為は認められず、特段の指摘事項はありませんでしたが、以後、火葬場の経営に関する永続性と非営利性の確保に関し、当該企業は火葬場と葬祭業の会計を分離すること、火葬業における収益は火葬炉修繕等のための積立金とすることの2点について、各区の保健所に対

し毎年示すこととなりました。引き続き、都や他区と連携し、指導監督権限に関する法改正の要請も含め、透明性の担保に努めてまいります。また、火葬料金の設定についてでございますが、個別の料金設定について、本調査では対象にしてございません。

○川島地域振興部長　　区民葬儀からの、桐ヶ谷斎場の運営事業者の撤退に関する区の考え方について、私からお答えさせていただきます。

品川区も含めまして、特別区としまして、区民葬儀の継続を当該事業者に要望してまいりましたが、区民葬儀の撤退については非常に残念なことと考えてございます。特別区では、できる限り区民の負担を軽減できる仕組みをつくりたいと考えまして、区民葬儀の助成制度について検討しているところでございます。その内容につきましては、令和8年度から当面の間、区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民間火葬場を利用した区民を対象とする、23区共通の助成制度となります。現在、助成額および助成手続等、制度の詳細について、特別区区民葬儀担当部長会において検討を行っているところでございます。

○ゆきた委員　　引き続きの調査、助成制度の創設について、区民目線で進めていただければと思います。

公明党は、火葬の問題は人間の尊厳に関わる問題、人生最後の福祉として、誰もができるだけ、望んだような形で安心して最期を迎えられるように、法改正を含め、環境整備をすべきであると考えています。都議会公明党は、9月30日の第3回定例会の代表質問で、6か所の民間火葬場の土地価格について、建物と機械装置を入れても約760億円で所有が可能との試算を示し、臨海斎場の整備費が約92億円であったことを踏まえると、東京都と区部で協力して所有することは財政的に不可能ではないと訴えました。その上で、火葬という公共の福祉を永続的に公正に提供していくために、東京都が特別区長会や関係者と民間火葬場の在り方について協議会を設置し、協議を開始することを要望しました。小池都知事は、今後の都内の火葬場の現状を精緻に把握する中で、事業者へのヒアリングを行い、指揮監督権限を有する特別区と緊密に連携し、火葬場の経営・管理が適切に行われる方策を検討していくとの答弁でした。

そこで、区民とそのご家族が心配することなく安心して円滑な葬儀を迎るために、人生最後の福祉である火葬の、公益性を保持し、民間企業といえども、区民の一般的な感覚に照らして、これ以上、火葬費用が高騰することなく、立法趣旨を尊重して、全国98%の火葬場に即した低廉な料金を保つ必要があると考えますが、ご所見を伺います。また、都知事の答弁にあるように、東京都が特別区との緊密な連携を求め、特別区長会と関係者との民間火葬場の在り方検討会への参加を始めた際に、区として積極的な協力・連携と、区民・国民の心情に寄り添った取組を求めるが、いかがでしょうか。

○川島地域振興部長　　料金設定についてお答えいたします。

現行法では、民間火葬場の火葬料金の設定に関する権限が行政にないことから、特別区では令和6年8月に、特別区内の民営火葬場経営における永続性・非営利性の確保を目的に、国に対して制度改正を要請したところでございます。今後も、特別区の区域における火葬場の在り方について引き続き検討するとともに、必要に応じて国への要請等も行ってまいります。

次に、今後の区の取組といったところだと思いますが、区民・国民が安心して火葬を行えますよう、都とは、国への要望などについて連携・協力して取り組んでいくとともに、検討組織などへの参加についても積極的に関与していきたいと考えてございます。

○ゆきた委員　　人生最後の福祉が区民に寄り添ったものとして進むことを重ねて要望させていただき、

私の質問を終わります。

○石田（秀）委員長 以上で、ゆきた委員の質疑を終わります。

次に、若林副委員長。

○若林副委員長 ゆきた委員に続き、公明党の総括質疑を行います。

品川ウェルビーイング予算とベーシックサービスおよび財政について、まずは伺います。

これまで、生活の基礎となる不可欠なサービスを、可能な限り所得制限なく無償で提供する政策、品川区におけるベーシックサービスの推進に関し、議論を行ってまいりました。今年の施政方針では、「分かち合い、満たしあいの社会」への転換のために、生活の基礎となる行政サービスを所得制限なく全ての人に提供すると示されました。公明党からは、この政策は、生命・生活・生存を最大に尊重する人間主義の理念の具体化であり、全ての人に生きるための社会的な保障を行うことであると訴えました。また、どこまで分かち合い、どのように連帶するかという財政の本質的な機能についても議論を行いました。そして、区長が目指す、他者と区別されずにサービスを使える社会が、分断を和らげ、連帶を生む仕組みづくりであるとの共感の意を伝えた上で、連帶の輪を広げることを求めました。

これに対し区長は、施政方針で述べた考え方とベーシックサービスの考え方は軌を一にするものであり、財政においても、単に効率性や経済性だけでなく、「分かち合い、満たしあい」の視点を重視し、施策の背景にある区の理念や考え方を積極的に配信すると答弁されました。このような議論の経緯を踏まえ、伺ってまいります。

改めて、ベーシックサービスは、生活の基礎となる公的サービスを全ての人に権利として保障するという理念の具体化に重きを置いたものと言えます。一方、ウェルビーイング予算は、広く区民の幸福を目指す政策を実現しようとするもので、この中には、全ての人に権利として保障するベーシックサービスが含まれているものと認識しています。まずは区の見解をお聞きいたします。

また、財政機能については、無償化や所得制限廃止のための支出を、単なる財政負担・再分配の面だけでなく、連帶のための投資としてポジティブに捉え、区民に発信し、連帶の意識を醸成する考え方について、区の見解をお聞きします。また、令和6年度決算のうち、品川ウェルビーイング予算として組まれた事業と決算額、そしてベーシックサービスと認識され、所得制限撤廃や無償化を行った事業と決算額をそれぞれ伺います。

○久保田企画経営部長 私からは、基礎的サービスとウェルビーイング予算の関係性と、事業等決算額についてお答えいたします。

初めに、施政方針における、人が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスを所得制限なく全ての人に提供する、換言すれば、弱者を救うのではなく、弱者を生まない、こうした社会の仕組みを築いていかなければならないという考え方は、委員が掲げるベーシックサービスの考え方と軌を一にするものであり、ベーシックサービス論はウェルビーイング予算の考え方には含まれる、言わば根幹をなすものと考えております。お金をサービスに置き換えることにより、全ての人が権利として他者と区別されずにサービスを使える社会に変えていく。そのためにも、生活の基礎となる行政サービスは無償で提供する。この理念を具現化した施策分がウェルビーイング予算であると考えております。

次に、ウェルビーイング予算の事業等決算額についてお答えいたします。初めに、ウェルビーイング予算の事業等決算額ですが、携帯トイレの全区民無償配布やマンションエレベーター用防災チェアの無償配布、義務教育における学用品の無償化、高齢者補聴器購入助成の所得制限撤廃、障害児の補装具・

日常生活用具、中等度難聴児発達支援事業の所得制限撤廃などを位置づけており、予算額は約38億円で、そのうち約34億円を、区民の経済的負担の軽減や、区民の幸福に資する事業として執行いたしました。

次に、ウェルビーイング予算のうち、生活の基礎となる行政サービスとして、令和6年度に新たに無償化や所得制限を撤廃した事業については、第2子の保育料無償化や学用品の無償化をはじめ、高齢者補聴器購入事業の所得制限撤廃、高齢者・障害者の救急代理通報システムの無償化などを位置づけており、区民のウェルビーイング向上のために予算額約11億円を、ほぼつつがなく執行いたしました。引き続き、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」の位置づけに向けて、積極的な予算の編成と執行に努めてまいります。

○森澤区長 私からは、財政における「分かち合い、満たしあい」の視点についてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、財政の本質とは単なる受益と負担の問題ではなく、社会全体でいかに分かち合い、連帶するかにあると考えております。そういう意味において、無償化や所得制限の撤廃を単なる財政負担・再分配として捉えるのではなく、社会全体で分かち合い、連帶を強化するための投資として位置づける視点は大変重要であると認識しております。

所得制限を設けない。その考え方の根底にあるのは、生活の基礎となる行政サービスであればこそ、誰もが平等に権利として利用でき、アクセスを保障されていることが求められているという視点であります。また無償化については、誰もが共通に使う、日常的生活を支える基礎的なサービスを等しく提供する、共通のリスクに対する共通の備えを保障する社会保障であり、それを区民の税金で、社会全体で負担していくという考えによるものです。これは、委員ご提案の連帶の視点に基づいた、人々の幸福と未来への希望への投資であり、全ての人が権利として、他者と区別されずにサービスを使える社会を、品川区から築いていくために編成したのがウェルビーイング予算となります。

こういった考え方に基づき、区財政の運営に当たりましては、単なるコストや経済性だけではなく、「分かち合い、満たしあい」の視点を重視し、区民の幸福の観点から区政を前に進めていきたいと考えております。

○若林副委員長 そういうたったウェルビーイング予算、またベーシックサービスは大変重要な視点だと思いまして、さらに質疑を進めます。

コミュニティの希薄化、また担い手不足が昨今、叫ばれています。区民全体で「分かち合い、満たしあい」、不安を乗り越えるための連帶の予算であることを明確に示すことで、区民の連帶の意識の醸成にさらに一層、寄与するものと考えております。品川区のベーシックサービスの支出は、社会の分かち合いと連帶を実現する仕組みとして位置づけ、ウェルビーイング予算のように、ベーシックサービス事業を「連帶のための予算」などとネーミングすることや、「1人当たりの区民税などの負担額のうち幾らがベーシックサービスに充てられています」などと表し、区民に示す、広報するなどの工夫をしてはいかがでしょうか。ご見解をお聞きします。

○久保田企画経営部長 私から、予算の名称等についてお答えいたします。

ご提案の、連帶の予算という考え方には、区民に対して区財政の本質的な意義をお伝えする上で示唆に富むものと受け止めております。現在、ウェルビーイング予算という名称で、区民の幸福に資する事業を位置づけておりますが、この中には、ご指摘のとおり、「分かち合い、満たしあい」の理念に基づく施策も多数含まれています。これらの施策の展開に当たりましては、委員ご提案の名称や周知方法等を

含め、区民の皆様のご理解を得るべく、様々な機会を捉えて、施策の背景にある区の理念や考え方を積極的に発信してまいります。

○若林副委員長 続いて、障害児者福祉政策について伺ってまいります。

まず、心身障害者福祉会館の改築についてです。品川区の東に位置する「ぐるっぽ」、西に位置する心身障害者福祉会館は、障害児者施策を象徴する重要な拠点であります。区は、老朽化や利便性不足を既に課題として認識し、第7期障害福祉計画では、代替施設の確保が必要なことから、時期を含め、引き続き検討を行なうとしています。築48年が経過した心身障害者福祉会館の改築は、単なる建物更新ではなく、生活介護や相談支援といった障害者のベーシックサービスを支え、提供する拠点であることから、区の施策水準の向上と当事者・関係者への安心と希望を示す一里塚であると言えます。

心身障害者福祉会館の改築に向けて、改築への明確な意思を示すこと、代替施設の確保方策の早期着手など、具体的な方針についてのお考えをお聞かせください。そして、来年度からの取組の計画を伺います。

○寺嶋福祉部長 心身障害者福祉会館の改築につきましては様々な課題がありまして、過去の検討におきましても、早期の建て替えという結論には至らなかった経緯があります。しかしながら、バリアフリーに対する考え方、それから防災機能、ニーズの多様化など、48年前の設置時とは背景が大きく異なっておりまして、今後さらなる機能強化も必須であることなどから、代替施設におけるサービス継続等を含めて、改築計画を策定する必要があると考えております。

改築に当たりましては、例えば工事ヤードの確保や工事車両通行の安全確保、それから先ほど申し上げた改築中サービスの継続、それから拡充した場合にどういった機能を入れるかなど、諸課題があります。これらの解決策を含めまして、来年度から改築の内容や工事期間の全体スケジュールについての検討を開始したいと考えております。

○若林副委員長 より具体的なご答弁を頂きました。来年度からの取組に、大いに期待しております。

続いて、障害者団体についてです。障害児者の増加・重度化への対応、多様なニーズへの対応には、当事者の声に真摯に耳を傾けることが不可欠であります。今年度、障害者7団体の代表と区長との懇談会が実現したことは、大変意義深い取組であったと評価いたします。この懇談会で寄せられた声を踏まえ、今後は単に要望をお聞きするだけではなく、その背景にある苦労や課題を共有し、相互理解を深める場として継続的に開催するお考えについてお聞きします。

また、7団体以外にも活動されている任意団体があります。障害児者団体の存在を区はどうに捉えられているか、改めてお聞きいたします。また、それぞれの存在意義を尊重しながら、より幅広い当事者の声を施策に反映させる仕組みづくりについて、お考えをお聞きいたします。

続いて、府内の人員体制強化についてお聞きします。現在、福祉部には、高齢者関係2課に約80名、高齢者施設等を所管する福祉計画課に約30名、生活福祉課に約80名、そして障害児者関係2課に約50名の職員が配置されています。今後予想される障害児者数の増加、サービス需要の拡大、多種多様な事業所の増加を考え、供給サービスの質的向上と量的拡大の両面に対応するため、障害児者支援体制の強化のお考えもお聞きいたします。

○寺嶋福祉部長 まず最初は、障害者団体のご質問でございます。団体と区長との懇談につきましては、それぞれの団体からご要望を伺いまして、今後の施策を検討する上で大変有意義であったと捉えております。今後も継続して懇談の場を設け、丁寧に声をお聞きする中でさらなる理解を深め、施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

それから、7団体以外の団体というご質問でございますが、7団体に限らず、障害者団体は、障害当事者とそのご家族で構成され、個々人が日頃から感じているニーズや要望を団体で相互に聞き合いながら、まとめて行政に伝える等の活動を行っておると聞いております。施策を展開する上で大変大事な存在であると捉えているところでございます。

そして、それらの当事者の声ということですが、まずは日頃から当事者ご家族のご意見を伺うとともに、第8期障害者福祉計画策定に当たりまして、今後広く、団体ヒアリング等を実施する予定もございます。また、地域自立支援協議会として意見をお聞きするなど、当事者の声を施策に反映するよう努めております。頂いた声につきましては、様々な会と、学識経験者・専門職の意見も踏まえて検討し、施策に反映し、より実情に即した施策が展開できるものと考えております。

それから2つ目の、組織ということですが、まず障害者福祉に関しましては、この間、数回にわたり組織再編を行いまして、現在は2課の体制として対応しているところでございますが、先ほどご案内があつたとおり、高齢者福祉課、生活福祉課とも、福祉部としては私の肌感覚としても大変、大所帯になっているという実感はございます。そういった中で、一緒にやったほうがいい部分の連携等も多々あると思います。適正規模というものもあるかと思いますので、これは部の中でも検討して、府内全体として検討していきたいと考えております。

○若林副委員長 障害児者福祉政策でご質問させていただきました。具体的な、前に踏み出すご答弁も頂きました。

いずれにしても、需要がどんどん膨らんでいく、多くなっていくという中で、また相対する民間事業所も大変多種多様というところを捉えまして、またさらなる拡充、様々な体制についての拡充についてもご検討いただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、住宅政策について伺います。若者や子育て世帯が地域に住み続けられるかは、自治体の持続性や活力ある地域をつくるためにも重要な政策課題であります。区の近年の人口動向は、生産年齢人口のピークが2035年と推計され、特に30代・40代の減少に伴い、0-5歳児の人口は既に減少に転じています。近年、区内の住宅価格や家賃は大幅に上昇し、子育て世帯等、住み続けることが困難な状況となっています。住宅政策は単なる供給ではなく、家賃補助や居住支援、空き家活用、セーフティネットなど、地域の安定に直結する総合的な施策であります。また、孤立・無縁社会といった課題がある中、コミュニティの器として捉える考え方も見られ、社会的連帶を再構築する政策として大変に注目いたします。

生活の基礎となる不可欠なサービス、ベーシックサービスを先ほど議論させていただきましたが、病気などで職を失ったときなどにおける住まいについても、連帶を構築するベーシックサービスに準ずるものと言えます。まず、住宅政策が持つ意義について見解をお聞きいたします。

他区の例では、家賃補助、住宅取得、リノベーション支援、空き家活用などが、効果の高い定住促進策として実施されていますが、さきの本会議で子育て世帯支援策として示された、居住に関する支援制度の在り方や、空き家を一定期間貸し出す仕組みづくりなど、区の方向性は妥当なものと認識しております。住まいの購入や家賃、転居費用など、経済的負担への支援を行う具体的なお考えについてお聞きいたします。また、品川区に住み続け、地域貢献・活性化などに参画する意欲のある単身若者や、若い世代等との交流を望む高齢者など、幅広い年代層への住まい支援のお考えも併せてお聞きいたします。

○鈴木都市環境部長 住宅施策についてお答えいたします。

初めに住宅施策の意義についてですが、住まいは区民生活の重要な基盤の一つであり、まちづくりの

基本的な要素です。「住み続けたいまち しながわ」の実現には、住宅施策は大きな柱であると考えております、また、住み続ける人のコミュニティを育む場の創出にもつながるものと捉えております。区はこれまで、区民の住生活の安定向上に向けて、ニーズに応じた住宅施策に取り組んでまいりました。一方、少子高齢化の急速な進展や区民のライフスタイルの多様化、住宅価格や家賃の高騰など、区民の住生活を取り巻く社会情勢は大きな変化を続けております。区としましては、こうした変化を的確に捉え、多様なライフスタイルやライフステージに応じた住宅施策を、ハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に展開していくことが重要であると考えてございます。

次に、ファミリー世帯への住まいに関する支援についてです。近年、住宅価格や家賃が高騰し、区においても子育て世代とその子ども世代の人口が減少傾向であることは認識しており、子育て世帯の区外転出への対策が急務となってございます。そのため、子育てなどライフステージの変化に合わせ、住替えが必要となった際にも、引き続き、区内で住み続けられるよう、費用負担の軽減に向けた取組が必要であると考えております。今後、他自治体の支援制度も参考にしながら、転居時に発生する費用の助成や、空き家を一定期間、割安に貸し出す仕組み、いわゆる空き家バンクの創設など、子育て世帯への居住に関する支援について、しっかりと検討を進めてまいります。

最後に、地域貢献などに参画意欲のある単身若者や、交流を望む高齢者など、幅広い世代層への住まいの支援についてですが、先ほどもご答弁申し上げましたが、空き家バンクの創設検討におきましては、子育て世帯への居住支援にとどまらず、空き家所有者への幅広い働きかけと物件の掘り起こしを行うなどで、地域貢献などに参画意欲があり家賃を安くしたい若者と、つながりが欲しい高齢者が共生する形での活用など、幅広い世代への住まいの支援となるよう、しっかりと検討してまいります。

○若林副委員長 力強いご答弁と感じました。ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、公共交通について伺います。交通サービス圏域外の解消と利便性向上を目的に、コミュニティバスは、大井、大崎、荏原の3ルートが選定されました。このうち大崎ルートは地域の意見が反映され、大井町から目黒駅までのルートが設定されています。大井ルートの試行運行が行われている中、オンデマンド交通の実証運行が、荏原地区は今年度開始され、大崎地区は来年度に実施すると発表されました。そして、大井ルートの本格実施の判断は3年間延長されることになりました。目黒駅を通る目黒区コミュニティバスは3月に運行が開始されています。また、OIMACHI TRACKSの開業も間近に控えています。人の移動や経済効果を区内各地域に波及させる戦略も今後必要かと存じます。

そこで、まずは上大崎や百反通りを含む交通サービス圏域外解消と利便性向上に向け、大崎地区のデマンド交通のエリア設定のお考えをお聞きします。また、3年後の大井ルート最終検証では、コミュニティバスとオンデマンド交通を総合的に検証し、八潮や臨海斎場を含めた区内全域を対象にした、利便性向上を目指した公共交通ビジョン等を検討することに関する区の見解をお聞きいたします。

○溝口防災まちづくり部長 初めに、大崎地区におけるデマンド交通の実証運行につきまして、まずはデマンド交通におけるエリア設定の基本的な考え方といたしまして、利用者の待ち時間の関係から、車両1台が運行する適正な運行範囲といたしましては1.5キロから2キロメートル四方とされているところでございます。こういったことを踏まえまして、大崎地区におけるデマンド交通の実証運行エリアの設定につきましては、既存交通事業者や交通管理者との調整の状況にもよりますが、まずは交通サービス圏域外が広く存在する西品川エリアを中心に、1.5キロメートルから2キロメートル四方を目安に、交通結節点となる駅を含んだ範囲で実施したいと考えているところでございます。

一方で上大崎エリアについても、交通サービス圏域外が一部あることや、高低差があり、坂が多いこ

など、移動における課題があることは区としても認識しているところでございます。当該地区の交通課題につきましては、区全体の交通の在り方を含めた観点から今後整理していきたいと考えているところでございます。

次に、公共交通のビジョンの策定につきまして、大井地区で試行運行を行っているコミュニティバスについては、2028年度、令和10年度まで試行運行を延長し、引き続き運行状況を検証していくこととしております。また、荏原ルートと大崎ルートのコミュニティバスの試行運行の実施につきましては、大井ルートの試行状況を踏まえて判断することとしていましたが、地域交通課題に早期に対応するために、荏原地区において本年7月よりAIオンデマンド交通の実証運行を実施し、来年度には大崎地区での実施を予定しているところでございます。デマンド交通につきましても、今後の利用状況について検証を行いつつ、各地域にふさわしい交通であるかを見極めていく必要があると考えております。

加えまして、区全体の交通という観点からは、鉄道、路線バス、シェアサイクル、舟運など、他の交通モードも含めた総合的な地域交通の在り方や、目指すべき将来像を検討する必要があると考えております。そのため、各地域の課題や要望、区の取組の検証結果を踏まえつつ、今後、区全体の総合的な地域交通のビジョンや計画策定について、中期的な観点も含めまして検討を行ってまいります。

○若林副委員長 時間も限られてまいりましたので、最後の質問、学校改築について伺います。

第1回定例会において、築年数が最も古い三木小学校と大崎中学校について、周辺道路の狭隘さなどから、改築の今後の見通しについて質疑を致しました。教育委員会からは、工事期間の検証とその短縮、工事費縮減の方法ならびに建て替え手法等について課題を整理し、検討を行うこと、また工事期間の検証については速やかに着手するとの前向きな答弁がありました。また、改築を控えている19校の中のうち、狭隘道路などの要因で工事困難な学校の存在も示されました。そこで、工事期間の検証の現在の進捗状況をお聞きします。また、工事期間の短縮等についての予算措置を含めた対応をお聞きいたします。工事困難校をお答えいただき、建て替え手法の検討などの対応をお聞かせいただきたいと存じます。

○米田教育次長 学校改築についてのお尋ねでございます。

ご質問にありました三木小学校と大崎中学校を建て替える場合の工事期間につきましては、今年度、設計事務所と共に検証を進めているところです。

工事期間の短縮や工事費縮減の方法については、児童・生徒および近隣住民への影響ならびに区財政への負担をできる限り抑える工夫を様々に検討しております。また、建て替えを円滑に進める手法について、令和7年度末までに検討内容を取りまとめ、改築に向けた見通しを立てたいと考えているところです。令和8年度以降、その検討内容をさらに含め、設計着手に向けた課題や条件の整理を行ってまいります。

三木小学校と大崎中学校以外にも、周辺道路や敷地状況などから工事期間の長期化が想定される学校といったしましては、山中小学校、大原小学校、旗台小学校があります。これら3校についても同様に検討を進め、今後の改築に備えてまいります。

○若林副委員長 最後、早口になってしまふません。有意義な質疑ができたと思っております。来年度予算に向けてしっかりと取り組んでください。よろしくお願ひいたします。

以上で公明党の総括質疑を終了いたします。

○石田（秀）委員長 以上で若林副委員長の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時20分休憩

○午後1時20分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。

鈴木委員。

○鈴木委員 質問に入る前に、委員長に許可を得てパネルを提示させていただきます。後で使います。

それでは、日本共産党区議団を代表して、安藤たい作区議会議員と共に総括質疑を行います。

森澤区長に濱野・高橋区政の転換をさらに進めていただきたいという思いで3点質問します。

まず初めに、区の基本的な計画のパブリックコメント時の説明会を位置づけるよう、求めたいと思います。森澤区長は、「徹底した情報公開、区民の声が必ず届く区政の実現」と述べられています。区民が分厚い計画を、説明もなく読み解き、パブリックコメントの意見を出すのは大変です。共産党は説明会を求め続けてきましたが、区はかたくなに、行わないとしてきました。そのため、パブリックコメントの回答も極端に少ない。令和6年度のパブリックコメントで、1桁の回答だった計画名と回答人数をお知らせください。近隣区では、大田区、世田谷区、目黒区、港区、渋谷区、どこでも説明会を行っています。説明会をしていないのは品川区だけです。例えば世田谷区ではシンポジウムを行い、第1部で計画説明、第2部で講演、パネルディスカッションなどが行われています。港区では保育体制も取り、数回の説明会を、会場で行うのと同時にオンラインでも説明会を行い、さらに説明動画もホームページで公開しています。

品川区が説明会を行わない理由と、この実態は改善が必要だとは考えないのか、伺います。改めて基本的な計画についての説明会を求めます。いかがでしょうか。

○柏原区長室長 それでは私から、パブリックコメントに関するご質問にお答えいたします。

まず令和6年度の回答人数が1桁であった計画でございますけれども、5件ございまして、「品川区総合実施計画」改訂は、4名の方から18件の回答がございました。それから、品川区教育振興基本計画は、6名の方から48件のご意見がございました。それから、品川区がん対策推進計画（第二次改定）は、4名の方から4件のご意見がございました。また、自殺対策計画中間改定は、2名の方から2件の回答がございました。5件目の品川区DX推進基本方針は、6名の方から18件の回答となつてございます。

意見が少ないとつきましては、区といたしましても課題というところで捉えてございまして、今度からは、従来の広報手段に加えまして、パブリックコメント実施時のSNSを通じたプッシュ型の情報発信を進めるなど、周知の強化を図っているところでございます。

また、近隣区で説明会等を行っているというのは、こちらでも認識しているところでございます。こうした区民意見公募、パブリックコメントですけれども、区民の方による区政参加を進めていくには、各施策や計画を知っていただくこと、また関与していただくことは非常に大切なことであると捉えてございます。特に新規施策等におきましては重要なことと捉えてございますので、こうしたことから、説明会等も含めて、効果的な手法について検討してまいりたいと思ってございます。

○鈴木委員 今、説明会も含めて検討するというご答弁を頂きました。ぜひとも説明会を行っていただきたいと思います。これは、区民への説明責任、それから区政への住民参加の保障、そして開かれた区政へ透明性の確保のためにも必要だと思います。基本的な計画についての説明会を区として位置づけるよう、改めて求めておきます。

2つ目に、介護保険についてです。これまで共産党は具体的なデータを示して、23区で最低の福祉と指摘してきました。しかし森澤区政になって、自己責任からの転換、社会保障は権利であり、必要なサービスは所得制限なく無償で提供するとの姿勢が打ち出され、所得制限撤廃や、23区で唯一、介護と障害者福祉従事者への居住支援手当や介護報酬の減収補填を行うなど、具体的な施策を大きく評価しています。今回は、これまで特に遅れていた点について、さらに前に進めることを求めて質問します。

1つ目は、地域包括支援センターの体制を強化し、内容の充実を求めます。23区で唯一、20年間にわたりつくらなかつた地域包括支援センターが、森澤区政の下、設置へと大転換されました。しかし、20年間にわたり、国が義務づけている事業評価もされず、年度ごとの実績や計画も出されていません。品川区は高齢者福祉課が直営で実施しているというのであれば、令和9年度モデル実施に向けて、今から年度の方針、事業計画、実績と計画を作成し、公表するよう求めます。いかがでしょうか。

他区が実施している掘り起こしの訪問活動や、地域ごとの熱中症予防や認知症予防などの啓発活動を求める。そのために、国が規定する人員から10人以上足りない保健師の増員をすべきです。いかがでしょうか。

○寺嶋福祉部長 地域包括支援センターが年度ごとの方針を作成し、事業評価をすることにつきましては、平成30年度より国が定めた評価手法を用いて、地域包括支援センターの事業評価および機能強化に取り組んでおります。現在は直営で運営しておりますが、今後、各地区に地域包括支援センターを設置するに当たりまして、他自治体の例等も参考にしながら、結果の公表については検討してまいります。

それから保健師の配置につきましては、各地区に地域包括支援センターを配置する方向で検討を進めていることから、指定を受けるに当たって、保健師を含め、基準に合致する人員配置を行い、委員ご指摘の各種取組を行っていきたいと考えております。

○鈴木委員 事業評価については、今、件数しか出されていないと思います。これは法改正で、努力義務から義務規定に変わっています。少なくとも、これは行うべきだと思います。いかがでしょうか。他区が行っていることを今から行い、本格実施に向けて、質的にも充実した包括センターとなるよう求めます。

2つ目に、私が毎年指摘し続けてきた、品川区の介護認定が極端に軽く出る問題です。ここにありますパネルのとおり、全国平均の要支援の割合が、令和6年度、28.8%、品川区の要支援が44.5%、全国の1.5倍です。問題は、認定が軽いために、必要なサービスが受けられない人がたくさん出ていることです。例えば、70代、独り暮らしの男性は、脳梗塞による構音障害、嚥下障害、感覚不安定、認知症で退院したが、ケアマネジャー同席で支援の必要性を訴えたが要支援1にしかならなかつた。60代女性の脳梗塞で半身麻痺の方は、状態が変わらないのに要介護3から要介護2に下がり、デイサービスを週3回から2回に、訪問看護を週1回から2週に1回に減らさざるを得なくなつたなどなど。ケアマネジャーからは、認定調査時に同席して現状と支援の必要性を訴えるが、「自立に向けた」、「できる」を選択している印象が強いと訴えられ、さらに、今年初めて両医師会からも、介護認定が低過ぎる問題が出されました。「明らかに近隣区と比較して厳しく、状態が同じでも介護度が下がることがある。安心して生活するための十分なサービスを継続できず、見直し再申請を出さざるを得ない」と言われています。

パネルのとおり、品川区の高齢者1人当たりの介護給付費は、23区で最も低い状況です。これは、要支援を多くして介護サービスを抑制しているからではないのか、伺います。区は介護認定の分析をす

ると言いますが、ケアマネジャーや医師会、訪問看護ステーションなど現場から、必要なサービスが使えない実態について聞いていただきたい。いかがでしょうか。調査項目の、自立、見守り、一部介助、全介助など、調査員の判断によるところがあります。軽く出る介護認定を実態に合わせて、必要なサービスが受けられるよう改善を求めます。いかがでしょうか。

○寺嶋福祉部長 まず、先ほどの評価指標の件ですけれども、現在、品川区は直営でやっておりますが、各地区に地域包括支援センターを設置するに当たりましては、恐らく委託という形を取ることになるかと思います。その際には、評価、それから公表といったものが必要になってくると考えております。

2点目の要介護認定ですけれども、要介護認定につきましては、コンピューターによる1次判定および2次判定とともに、国が定めた全国共通の基準に基づき認定審査を実施しておりますが、ご指摘のとおり、他自治体と比較して要支援の割合が全国平均よりも高い数値となっていることは認識しており、その要因について現在、分析しているところです。要支援の割合が高いという点につきましては現在調査中ではありますが、必ずしも今ご指摘の部分だけではなく、ケアマネジャーが適正なケアマネジメントを実施していること、それから介護予防事業の成果といったものもあるかと思います。それぞれを高齢者福祉課・高齢者地域支援課が所管しているという、直営ならではの効果も一定程度含まれているものと捉えているところでございます。

それから分析に当たりましては、関係者や現場の声をお聞きしながら実態をより正確に把握するよう、既に取り組んでいるところでございます。今後も国基準を遵守しつつ、可能な限り柔軟な対応ができるよう、きめ細やかな運用に努めてまいります。

○鈴木委員 介護認定が極端に低い状況なのです。私はこれを長年、指摘し続けてきました。介護度が低いために必要なサービスが受けられない。これが問題です。生活の質を下げ、重度化につながります。改めて、必要なサービスが受けられる認定の見直しを求めておきたいと思います。

次に、介護保険料についてです。令和6年度改定の基準額は6,500円に値上げ、特に高額所得者の負担が23区で最も軽いのが品川区で、最高でも基準額の3.3倍にすぎません。渋谷区や港区では、高額所得者は6倍から8倍です。来年度は介護保険の第10期策定の年となります。高額所得者に応分の負担とすること、低所得者の負担軽減を求めることがあります。いかがでしょうか。

○寺嶋福祉部長 保険料につきましては、サービス基盤の整備状況、それからサービス利用の見込みといったものに応じまして、保険者ごとに設定しておりますが、負担能力に応じたご負担を求めるという観点から、所得段階別の保険料率を採用しております。低所得者等のご負担など、ご指摘の部分につきましては、これまでの経緯や国の指針等を考慮した上で検討してまいりたいと思います。

○鈴木委員 来年度ですので、ぜひとも高額所得者の応分の負担、低所得者の負担軽減をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、障害者福祉の充実に向け、2点質問します。

1つは施設の増設です。施設が足りないために、グループホーム、就労継続支援B型、生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援、ショートステイなど、どれも他区の施設を利用せざるを得ない。また、希望するサービスが受けられない状況があります。世田谷区では障害者施策整備等に係る基本方針を、学識経験者や事業者などでつくる基本方針検討委員会で検討して作成し、必要量整備の方策、高齢化・重度化等への対応、事業者への必要な支援を明らかにしています。品川区も、学識経験者や当事者団体代表者を含めた施設整備検討会をつくり、区としての必要量を明確にして、それをいつまでに

どのように整備していくのか、どんな支援が必要かを明確にした施設整備計画を立てることを求めます。そして、増設するよう求めますが、いかがでしょうか。

続けて2つ目に、障害者の通所サービスの無償化に続き、在宅サービスの無償化も求めたいと思います。居宅介護、在宅レスパイト事業、ショートステイ、移動支援、それぞれの利用者人数を伺います。これら在宅サービスも無償化を求めます。同時に、その受皿づくりも求めますが、いかがでしょうか。

○寺嶋福祉部長　　まず1点目の施設整備につきましては、用地や事業者の確保といった課題がある関係で、これまで見込み量しか示しておりませんでしたが、今後に向けて、需要に応じた計画数・目標値を示すことも必要であると認識しております。その中で、施設や障害種別などの示し方についても検討してまいります。そういうものを踏まえまして、いつまでにその量を整備するか、そのためにどのような支援策を行うかという計画については、他区の取組等も参考にしながら、組織、体制等も併せて検討し、その状況に沿って施設の整備を進めてまいります。

2つ目は居宅介護等ですが、まず令和6年度の人数ということでしたので、居宅介護の令和6年度の延べ利用者数は147人、重症心身障害児者等在宅レスパイト就労支援事業が532人、ショートステイが82人、移動支援は34名の児童をご利用いただきました。また、在宅サービスの無償化につきましては、特に在宅レスパイト就労支援事業の無償化に関して当事者からのご要望を多く頂いておりますので、今後、具体的に検討してまいります。

○鈴木委員　　それぞれ前向きな答弁を頂きました。

23区最低と指摘してきた福祉が充実へと、大きく転換されてきたことを実感しています。遅れたところからの福祉がさらに前に進むことを期待し、安藤区議会議員に替わります。ありがとうございました。

○石田（秀）委員長　　以上で、鈴木委員の質疑を終わります。

次に、安藤委員。

○安藤委員　　品川区の市街地再開発の超高層ビルの棟数は23区で1番、税金投入額も23区で2位、断トツ、トップクラスです。歴代高橋・濱野区政は、上位計画や税金投入で超高層再開発を強力にバックアップしてきました。森澤区政となり、変化の兆しが見えています。昨年12月には初めて、開発に反対する住民と話をし、議会で、「まちづくりとは住民自らが、まちのあるべき姿について話し合いを重ねながら形づくっていくプロセス。まちづくりの主体はそこに住む地域住民」と答弁。さらに、国が再開発への補助金の対象地域を絞り込んだことを受けた第3回定例会では、品川浦周辺地区を再び国庫補助金の対象にするような区域指定は考えていないと明確に答弁しました。これは、歴代区政の姿勢からすれば大きな変化であり、評価します。

しかし、再開発を全区的に誘導するまちづくりマスタープランはいまだ健在なのも事実です。さらに大きく踏み込んで、まちづくりの方針転換を求め、質問します。

まず、改めて確認いたします。品川浦周辺地区は新たな地区指定は行わないとのことでしたが、併せて、区が独自に補助金を投入することも行わないよう求めますが、いかがでしょうか。

続けて、現在、再開発組合の認可申請が出され、緊迫した状況にある武藏小山の小山三丁目第1地区開発について伺います。昭和44年、衆議院建設委員会における都市再開発法案に対する国会決議には、組合設立に当たり、行政が行うべき指導について何と書いてあるか、ご紹介ください。

○鶴田都市整備推進担当部長　　1点目の区独自の補助金でございますが、今回、国は市街地再開発事

業におきまして、再開発を促進すべき区域であり、かつ都市政策上の喫緊の課題のある区域において必要性・緊急性の高い事業に、交付対象を限定する要綱改正を行いました。このため現時点におきまして、このような要綱改正の趣旨や区のこれまでの補助金交付の状況を踏まえると、区独自で補助金を交付することは考えてございません。

続きまして、2点目の国会決議についてですが、市街地再開発組合の設立に当たっては、事業内容等を周知徹底し、同意を得られない者の立場も十分に考慮して極力円満に設立手続を進めよう指導することとの決議と認識しております。

○安藤委員 品川浦については、国が補助金を出さない地域であり、今の答弁でも、区も独自に開発を進めないとすることが確認できました。都議会では同様の質疑に対し東京都が、必要な財源を安定的・継続的に確保することを国に求めている等、開発の継続に固執した答弁をしただけに、今の区の答弁は大きく評価したいと思います。

小山三丁目ですが、この地区には5棟の分譲マンションが含まれ、転居には困難が伴う高齢の地権者が少なくなく、また35名の方が開発認可に同意していません。現在、「武藏小山の再開発から住民と職場を守る会」の皆さんは、開発準備組合理事長との直接の会談を望み、品川区も間に入り、交渉していますが、事業認可が目前に迫る今なお、会談の双方の条件が整わず、これが実現していません。会談はなぜ実現していないのか伺います。同意を得られない者の立場も十分に考慮して極力円満に設立手続を進めよう指導するとの国会決議を履行する立場の区として、反対住民が望む会談を実現させる責任を果たすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○鶴田都市整備推進担当部長 1点目の会談についてでございますが、準備組合からは、権利者の不安払拭を目的とする話し合いとして受ける意向のため、親族を含めた権利者との会談実施を要望しております。一方、相手側は権利者に加え、権利者以外の団体による会談を求めております。この間、会談の実現に向け、区としても間に入り、調整を重ねてきましたが、両者の条件が合わない状況となっていることから、現時点において実現には至ってございません。

続きまして、2点目の会談の実現の責任についてですが、現時点で準備組合と権利者等との会談の条件が合っていない状況ではありますが、区としましては引き続き会談の実現に向け、両者の主張も考慮しながら調整を行ってまいります。

○安藤委員 守る会側が出席を求めている地権者でない方というのは、守る会の会員であり、また守る会も入っている住民運動の連絡組織の方であり、これまでも現地で会と共に活動してきた方です。また、当該地区には230億円もの税金が投入される予定です。区の言葉を借りれば公共事業であり、地権者以外の発言を拒むというのは道理がありません。理事長との会談に地権者以外の出席・発言は認めないという条件はおかしいとは思わないのか、伺います。改めて、国会決議にある指導責任を果たすよう強く求めますが、いかがでしょうか。

○鶴田都市整備推進担当部長 初めの地権者以外の出席・発言についてですが、まちづくりの主体はそこに住む地域住民であり、あくまで地域住民が主体となり進めていくものであることから、理事長との会談につきましても、地権者が原則であると考えてございます。一方で区としましては、会談の実現に向けまして、準備組合とも改めて調整を進めており、現在、一部の地権者以外の方も出席や発言ができるよう、鋭意調整を行っております。

続きまして、国会決議にある指導責任についてですが、区としましては、引き続き会談の実現に向け、調整を進めるとともに、準備組合に対して適切な指導を行ってまいります。

○安藤委員　　区長も、まちづくりとは住民自らが、まちのあるべき姿について話し合いを重ねながら形づくっていくプロセスと述べています。ぜひ話し合いを重ねられるよう、イニシアチブを発揮していただくよう、強くお願ひしたいと思います。

区はこれまで1,500億円を超える税金を再開発に投じてきました。一方、前半の鈴木委員の質疑にもあるように、社会保障充実の財源がますます求められている中で、果たしてこれからも投入し続けていくのか、私は2つの点から見直しを求めたいと思います。

まず、再開発が投機マネーを加熱させ、住宅価格の高騰を引き起こしているという点です。千代田区長は区内のマンション購入について不動産協会に、5年以内の転売禁止、複数物件の購入禁止を要請。その理由を、「投機目的のマンション取引が増えることで、住宅価格や家賃の過度な上昇が起き、区内に住みたい方々が住めなくなる」と述べました。報道では、区で独自の登記簿を調べたあるマンションでは、所有者の住所と当該物件の住所が一致しない戸が7割にも及んだとも述べています。一般質問で共産党は実態を調査し、区としての規制の要請をと求めましたが、区は不動産市場の動きを引き続き注視していくと述べるだけでした。

では、区内の再開発マンションの価格はどうなっているか。建設中の東五反田二丁目第3地区の40階建てのマンションは、61平米で1億8,000万円から9,000万円。67平米以上は2億円を超え、27階でも3億1,900万円という物件もありました。とても一般の区民は手が届きません。東五反田二丁目第3地区は、トータルで補助金が幾ら投入される予定か伺います。加熱する投機が住宅価格の高騰の要因の一つだと区は認めますか。伺います。千代田区のように、再開発事業のマンションについて登記簿を調べるなど、投機目的の売買状況についての区独自の実態調査を行うよう、改めて求めますが、いかがでしょうか。一般の区民が住めない高級マンションに、なぜ私たちの巨額な税金が使われなくてはならないのか、伺いたいと思います。

○鶴田都市整備推進担当部長　　まず1点目の補助金につきましては、国の要綱等に基づき、防災や安全に資する事業に交付しております、現時点での補助金額は約220億4,900万円を予定してございます。

続きまして、投機が住宅価格の高騰を招くといったご質問ですが、都内のマンション全般がここ数年、労務費や材料費の高騰により価格が上昇している状況については、区としても認識しているところでございます。また、区としましては、マンション取引を含みます不動産市場の動きについて注視してまいります。

続きまして、区独自の実態調査についてですが、千代田区が区内の投機目的でのマンション取引等について、不動産協会への要請、また実態調査を行っていることにつきましては、認識しているところでです。また報道により、国土交通省がマンション取引の実態調査を行っていることも把握してございます。区としましては、こうした状況も鑑みながら、引き続きマンション取引を含む不動産市場の動きについて注視してまいります。

そして最後に、再開発の税金ということでございますけれども、再開発事業における補助金の交付につきましては、要綱等の規定に基づきまして、防災や安全に資する事業など、補助金の対象を適正に判断しております。このようなことから、あくまで地元の権利者が協力して地域の防災性を高める道路や公開空地、地域に貢献する公共施設などの公益性に焦点を当てて交付するものでございます。

○安藤委員　　住宅価格高騰を引き起こし、ほとんどの方が手が届かないタワーマンション建設には、驚きましたけれども220億円と桁違いの税金を入れる一方で、ここ5年の平均倍率が38倍を超える

区営住宅は増設の方針がありません。これは、二重、三重に税金の使い方を間違っていると私は思います。

次に、再開発推進による超高層ビルの林立が気候対策に逆行するという点です。森澤区長は「ゼロカーボンシティしながわ宣言」で、2030年度カーボンハーフ、2050年度ゼロカーボンの目標を掲げました。「ゼロカーボンシティしながわ宣言」で述べられている危機感と決意についてご説明ください。区の環境基本計画では、ゼロカーボンの目標達成に向け、家庭業務の民生部門の削減を課題に挙げています。再開発で生み出される超高層のマンションは家庭部門、オフィスビルは業務部門に当たり、超高層ビルの林立は区内に一気に膨大なCO₂を発生させます。共産党の、超高層ビルによりCO₂排出が増える認識があるかとの質問に、区は、「再開発による建築物は環境性能が高い施設だ」、「CO₂排出量の削減にも取り組んでいる」と言うだけで、CO₂の絶対量が増えることは否定できませんでした。また、超高層ビルでエネルギー消費量をゼロにするZEBを取った事例はあるのかという質問に、「事例は承知しておりません」、つまり、ないということですと答弁しました。実際はどうか。広町地区開発で発生するCO₂は年間2万2,600トンとの都議会都市整備委員会の答弁があります。かつてここにあった約720世帯のJR社宅は、係数を掛けますと1,274トン。従前従後で、実際に17.7倍もCO₂が増える試算になります。超高層再開発の推進は、区も課題として挙げる民生部門でのCO₂削減に逆行するのではないか、伺います。環境基本計画である2030年度の推計には、今後の超高層開発で発生する予測CO₂排出量が含まれているのか。このまま超高層開発を進めて、計画の目標を達成できるのか、伺います。

○鶴田都市整備推進担当部長　　1点目の「ゼロカーボンシティしながわ宣言」での危機感と決意についてお答えします。

地球温暖化対策は私たちの社会的責務であり、脱炭素へ向けた待ったなしの取組が求められていると認識しており、品川区では令和5年6月に「ゼロカーボンシティしながわ宣言」を行い、脱炭素エネルギーの促進や省エネ活動など、果敢に取り組んでいることを宣言いたしました。品川区を環境先進都市として将来の世代にその環境を引き継いでいくために、区民・事業者と一体となり、脱炭素への積極的な取組を進めてまいります。

続きまして、超高層開発の推進はCO₂の削減に逆行ということでございますけれども、再開発事業におきましては、都の都市開発諸制度活用方針に沿って事業が行われており、建物の遮熱・断熱性の向上、太陽光発電や高効率・省エネ機器の導入などによりCO₂排出量の削減に取り組むとともに、広場や公園などの緑地空間を整備し、CO₂吸収源対策にも寄与するものと認識してございます。

続きまして、再開発における、予測CO₂排出量が入っているのか、また計画の目標は達成できるのかということですけれども、環境基本計画における2030年度の推計につきましては、基準年度となる2013年度の排出量から、温暖化対策による削減見込みや電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込み等を推計したものであり、個別・具体的な事象を見込んだものではありません。品川区としましても、2030年度のカーボンハーフ、2050年度のゼロカーボンに向け、区民・事業者と一体となり、脱炭素社会の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

○安藤委員　　紹介した試算のように、それまでなかった超高層ビルを建てる開発でCO₂が激増することは明らかなのです。「ゼロカーボンシティしながわ宣言」では、地球温暖化対策は、今を生きる私たちの社会的責務だと、区民・事業者・区が一体となって取り組むとあります。そう言うのであれば、開発企業が野放図に超高層ビルを乱立させる再開発は規制すべき。それこそ、宣言をした者の責任だと

私は思います。

以上、超高層開発の問題点を指摘してまいりました。開発企業の飽くなき利潤追求で住環境も地球環境も壊す超高層再開発を、上位計画と税金投入で推進することは見直すべきときです。区長、改めて、まちづくりマスタープランをつくり直し、超高層再開発推進方針を外すよう求めますけれども、いかがでしょうか。

○鶴田都市整備推進担当部長 現在のマスタープランにつきましては、様々な社会的課題に対応しながら、分野ごとの方針・取組を見直すなどして、令和5年3月に改定したものでございます。今後の改定に際しましては、まちづくりの主体である住民の声にしっかりと耳を傾ける。こうした区の姿勢を計画にも反映してまいります。

○安藤委員 改定から間もないと言っていましたけれども、超高層再開発をめぐる情勢はこれだけ大きく変わっているのです。現行マスタープランは、森澤区長が就任後、僅か3か月後の改定であり、前区政の姿勢が色濃く残っているものです。時代や情勢に応じて変えるべきです。超高層再開発推進の区政は転換すべきだと改めて申し上げまして、私の質問を終わります。

○石田（秀）委員長 以上で、安藤委員の質疑を終わります。

次に、松本委員。

○松本委員 品川区議会日本維新の会を代表し、総括質疑を行います。

本日は、光林荘のトコジラミ発生事案、5月に公表された公益通報事案について取り上げ、区のガバナンス、コンプライアンスについて考えていきたいと思います。

最初に、光林荘についてです。今年8月5日、区が所有する保有施設、光林荘で、林間学園宿泊していた学校からトコジラミ発生の報告がなされました。宿泊施設で宿泊客がトコジラミを発見した場合、宿泊施設の対応としては、宿泊客にほかの部屋へ移動してもらうのが通常です。ところが、報道によれば、トコジラミの発見は就寝前の児童によって行われ、引率の教員に伝えたところ、ほかの部屋が空いていないことを理由に、トコジラミがいる部屋で就寝を指示されたとのことです。まず、この報道内容が事実か、伺います。

事実であった場合、幸い、吸血被害は発生していないということですが、子どもたちが危険にさらされたということになります。この日の参加者は約130名とされています。光林荘の定員は168名です。情報公開請求で入手した、光林荘の運営を行う東京ケータリング株式会社と区の間の移動教室に関する契約書を拝見すると、全館貸切りです。したがって、数字の上では30名分ほどの空きがあるということになります。となると、他の部屋が空いていなかったというのは事実ではないということになりますが、実際のところ、8月4日から8月5日にかけて光林荘に空き部屋はあったのか、伺います。

○米田教育次長 まず、今ご質問がありました、光林荘の移動教室や林間学校が、8月の上旬からトコジラミの発生によりまして中止となっておりますこと、大変ご心配とご迷惑をおかけしております。

それで、今ご質問のあった事案でございますけれども、8月3日から4日にかけて、そういうことが起きたということです。発見は5日の朝だったのですが、これは別の学校により、発見されたということになっております。それで、今お尋ねのものにつきましては、8月の3日から4日にかけての林間学校だったわけですけれども、こちらについて当日の状況といたしましては、その部屋に泊まっていた児童が、虫がいることを教員に訴えたということは事実でございます。ただ、児童がトコジラミということで認識していたわけでもなく、また教員も、申し訳ございませんが、その当時、トコジラミということで認識していたわけではございません。そういう中で、他の部屋が空いていないということを理由

にトコジラミがいる部屋での就寝を指示されたというのは、事実と異なるものと認識しております。学校は、校長も含め、児童の意見も聞いた上で、最終的にはその部屋で寝るという結論に至ったわけですが、こちらにつきましては、そのときトコジラミについての教育委員会や学校の認識もなかったことを含めて、当日、夜中に虫が出たことについて、速やかに部屋を替えるべきであったということについては、学校もそのように後ほど考えておりますし、教育委員会としてもそのように考えているところでございます。

今ご質問にありました、その日空き部屋があったのかということについては、空いている部屋はございました。その日の出来事といたしましては、特段、夜の間に光林荘の運営事業者にお知らせすることなく、学校の中で対応したという形になっているものでございます。

いずれにいたしましても、今後、トコジラミに関する事案について、より適正な対応を取れるように、教育委員会、学校とも図ってまいりければと思っております。

○松本委員 ということは、報道では、空き部屋があったか、なかつたかというところが問題になっていたのですけれども、そうではなくて、トコジラミは学校の先生によっては知らない場合もあると思いますので、どちらかというとトコジラミであるという認識等がなかつたということで理解いたしました。

そうすると、トコジラミの問題については、これまでいろいろな自治体で、注意してくださいというお知らせがありました。当区でも、この事案を受けてということもあるかもしれません、トコジラミの問題についてはホームページ上にも載っているというところかと思います。そうすると、これまでトコジラミについて、各学校でどういうふうに先生方に周知していたのか。教育委員会としても、林間学校は宿泊施設、宿泊を伴う行事ですから、トコジラミというのが出てくる可能性というのはあると思うのですけれども、トコジラミの周知状況、対応方法などについて、本件以前にどのように周知されていたのか、伺います。また、繰り返しになりますけれども、トコジラミが出るということは、今後も各宿泊を伴う行事ではあり得るところかと思うのですが、今後の宿泊を伴う行事における児童・生徒の安全を守るために、教育委員会としての再発防止策を伺います。

○米田教育次長 大変申し訳ございません。トコジラミの発生の今回の事案が発生するまでに、教育委員会から学校への研修や周知ということは特段行っておりませんでした。当然、屋外活動でマダニが出る、あるいは危険生物として蜂への対応、それからヒルへの対応、それから、もっと大型の生き物等への対応もありますけれども、そういうことについての研修・周知は、実踏も含めてやっております。そういうことはやっておったのですが、大変恐縮ではございますが、トコジラミについての研修・周知は行っておりませんでした。本事案を受けまして、「宿泊を伴う林間学校・移動教室実施時のトコジラミ対応について」というマニュアルを教育委員会で作成いたしまして、各学校に配布したところでございます。引き続き、こういうことが、楽しい移動教室・林間学校等の校外活動の中で二度と発生せず、そして発生したときには適切な対応が取れるよう、教育委員会としても学校と共に進めていければと考えているところでございます。

○松本委員 子どもたちの安全の問題ですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

教育委員会についてはここまでになるかと思うのですけれども、問題は、光林荘という施設でトコジラミが発生したというところかと思います。トコジラミの発生自体はいろいろな宿泊施設で出てくる問題かと思うのですが、一方で、その管理体制というところも考えていかないといけないと思っています。トコジラミの発見から2か月以上たち、調査も進んでいるかと思いますが、光林荘では、これまで吸血

等の被害は発生していなかったのか。また、過去の一般利用者から、トコジラミの痕跡の情報提供があったと、今回、区のホームページに書かれているかと思うのですけれども、いつ頃から光林荘でトコジラミが発生していたと考えられるのか、伺います。

宿泊施設でトコジラミ被害が発生した場合、宿泊施設の管理が適切でなければ、宿泊施設は損害賠償請求を負う可能性があります。本件では8月5日よりも前からトコジラミの痕跡があったと、総合的に考えると思えるのですけれども、その点。さらに、トコジラミが確認されたのは、1部屋あるいはその両隣という、トコジラミが発生しやすい状況、発生したときに起こり得るような事態だけではなく、ほかのフロアや離れた部屋も含む7部屋でトコジラミが発見されています。光林荘の施設管理の体制について問題があったと考えますが、区の現状の認識を伺います。

○川島地域振興部長 光林荘の管理体制に係するようなご質問にお答えさせていただきます。

光林荘におけるトコジラミの被害につきましては、被害の聞き取り状況などから、8月初旬の校外学習に参加した児童を含め、複数の方から被害の申出があったと、東京ケータリング株式会社、運営事業者から聞いているところでございます。

それから、いつ頃から発生したのかというところでございます。トコジラミの痕跡等は、いつからあったのかということですが、少し前ぐらいからあったところでございますが、光林荘に対して、トコジラミの被害が直接なかった時期であったというようなところでございます。外部から持ち込まれることが非常に多く、それから駆除も難しいというようなところでございますので、具体的にいつからトコジラミが発生していたかというのを特定するのが困難であると考えているところでございます。

それから、光林荘の管理体制につきまして、光林荘の運営事業者につきましては、校外学習中断の判断を受けまして、直ちに、保養所としての一般利用についての受入れを中断いたしました。少なくとも被害の拡大という点では、迅速な対応であったと考えております。

一方、先ほども申しましたが、トコジラミが外部から持ち込まれるリスクがあることを踏まえまして、それに対応するための管理体制については、日常的な点検や緊急時の対応などの面で改善を要する点があったと考えてございます。

○松本委員 恐らく、7部屋で発見された、あるいは別のフロアから発見されたということで、単純に外部から持ち込まれて、「ああ、そうですか」という事案ではなくて、やはり清掃を含めた体制に一定の問題があったのではないかと考えています。

ここからは、今度は東京ケータリングというよりも、区の問題について、取り上げたいのですけれども、光林荘の土地・建物は区が所有しています。それを、東京ケータリング株式会社に無償で貸し付けています。そして、それを移動教室等の事業で、区から同社が委託を受けているという構造になっています。今回、区の事業が実施できず、区には損害が発生している。これは承知していると思います。東京ケータリング株式会社と区の委託契約書を、こちらも情報公開請求で開示していただいたものを拝見すると、債務不履行が発生した場合、遅延損害金や違約金に関する規定があります。光林荘での林間学園および移動教室は、8月5日以降、10月31日まで予定されていたと伺っているのですけれども、債務不履行が発生し、損害が発生しているわけですから、区として東京ケータリング株式会社に対し、損害賠償請求を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

また、本件は施設の管理体制に問題があった事案だと考えますが、前述のとおり、区の所有施設です。無償貸付けを行った施設で問題が起きた場合、それが借主の管理責任によるものであっても、設置者である品川区は国家賠償法上の賠償責任を負うということでしょうか、伺います。

○米田教育次長 林間学校の契約に関してのご質問でございます。

こちらにつきましては、ご指摘のありましたように、遅延損害金や違約金条項というのもございますけれども、その中で契約内容の変更等の条項というのもございます。今回、弁護士等専門家とも協議した上で、まず契約不適合責任を問うのではなく、契約内容の変更等の条項により、先方と協議を行うところから始めていければと思います。現在も林間学校が進行中でございますので、その辺のところも踏まえて協議を行って、もし協議が整わなかった場合については、その先ということも視野には入れているところでございます。

○松本委員 最終的には国家賠償法上、施設で何かあった場合に区が責任を負うかというところの答弁がまだ出ていなかったように思いますので、そちらもお願ひいたします。

それで、国家賠償法上、最終的に区が責任を負うということであれば、施設の借主に対して一定の指示権限が必要かと思います。指定管理者制度では、地方自治法や協定で指示権限について規定されています。ところが、光林荘・品川荘の無償貸付けの契約書・協定書を拝見しても、区の指示権限について記載がありません。そうすると、区には東京ケータリング株式会社に対して法律上・契約上の指示権限はなく、任意の要請しかできないということでおよいのか、伺います。そうでないということでしたら、法的根拠もお示しください。

今回の情報公開請求によって入手した契約書を拝見すると、問題は指示権限だけではありません。例えば区は、山北町・早川町と災害時の被災者などの一時受入れの協定を結んでいます。他の自治体との連携も重要ですが、品川区外にある、区の所有する宿泊施設があるのであれば、まずその活用も想定すべきでしょう。しかし契約書や協定書には、災害時の被災者などの受入れに関する規定がありません。区の防災計画にもそうした記載はないように思います。区の所有施設を活用せずに他の自治体に一時受入れを求めるというのでは本末転倒に思います。現在、大規模災害時に、区の保養施設を被災者などの一時受入れ施設として活用する想定自体ないということでおよいのか。想定しているならば、協定・計画などで明確に規定すべきだったのではないかと思いますが、区の見解を伺います。

さらにもう一点、重要なところで、この無償貸付けの契約書を見ると、協定書の内容が契約に含まれておらず、ひもづけられていません。この貸付けの契約書については、貸付けのことしか書いていないのです。そうすると何が起こるかというと、協定書違反や、宿泊施設として不適切な管理があつて区民に損害が発生しても、区は無償貸付けを解除できない契約書になっているように読みます。区の財産を守るリスクマネジメントの観点からは問題のある契約書と考えますが、いかがでしょうか。

○川島地域振興部長 幾つかのご質問のうち、地域活動課で管轄する部分にお答えさせていただければと思います。

まず、指示権限の件でございますが、区と東京ケータリング株式会社とで締結している使用貸借契約につきましては、一般的な財産の使用貸借について定め、また協定は、費用負担、宿泊料金などの基本的事項を定めているものです。仮にこれらの事項についての義務の履行がないときなどには、区が調査等を行い、必要に応じて改善を求めることが、契約の解除を行うこともあります。

一方、旅館業法に基づく営業者による宿泊施設の運営という点では、栃木県の保健所から営業許可を受けて営業しているのは東京ケータリング株式会社であり、区では営業の在り方そのものの指示権限はないと考えております。このため、旅館業の運営に関するものについては、これまででも要請という形でしっかりと区の考えを示しているところです。当然のことながら、旅館業法に基づく宿泊施設としての責任を当該事業者が果たすべきものであるという考え方でございます。

それから大規模災害時の考え方ですが、区の保養施設について、今回、こちらは普通財産の貸付けという性質上、災害時にどのように活用するかの平時における事前の指定というのは行われておらず、協定書に具体的に記載しているものではございません。しかしながら、区の保養施設は区民の優先申込みなど、区民を優待して運営することを協定により求めている施設であることから、区が災害により甚大な被害を受けた際に被災者の受入先として利用するものと考えているところですが、当該条項の追加などについては検討してまいりたいと思っております。

○久保田企画経営部長 私からは、契約に関してお答え申し上げます。

区と事業者は、保養所の運営について覚書・基本協定書を締結しまして、事業の実施に係る両者の役割分担を定めております。光林荘の土地・建物については基本協定書において、土地建物使用貸借契約により、区から事業者に貸し付けることを定めております。仮に基本協定書等に定める内容に反し、当該事業の継続が困難になった場合には、事業の実施を前提とした土地・建物については返還を求めるこことなりまして、契約書に問題はない認識しているところでございます。

○柏原区長室長 私からは、国家賠償法関連のところのご答弁を申し上げます。

先ほどご質問にありました、設置者である品川区が国家賠償法上の賠償責任を負うかという部分でございますが、一般的なお話の部分も入りますけれども、こちらの計画が、使用貸借の契約に基づいて貸付けを行う土地および建物を普通財産として貸し付けるというところになってございます。国家賠償法第2条による公の造営物には普通財産を含まないものと考えられているところでございまして、区が今回の事例で国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うということはないと考えられます。ただし、この場合でも民法に基づく損害賠償責任を負う場面はあろうかと思ってございます。

○松本委員 今、もうもうご答弁を頂きまして、ありがとうございます。

すごく大事なところなのですけれども、先ほど、協定書でいろいろな義務などを定めているとおっしゃっていたのですけれども、その義務というのが、あくまで「宿泊施設としてやってくださいね」ということや、「区民を優先して入れてくださいね」ということまでしか書いていないのです。適切な管理が行われなかつた場合に契約を解除できるとは、契約書上読めないというふうになっております。これまで恐らく、こうしたことで問題がなかったかと思うのですが、契約書の精査というのは極めて重要なことです。また、指示権限の点でございますけれども、先ほど国家賠償法上の話もありましたけれども、いずれにせよ、これは区民の宿泊施設ですから、区民の安全に関わる施設だと思います。そうしたところに、明確に契約上、義務が書かれていないというのは、やはりこれは契約上の考え方からするならば、リスクがあると言わざるを得ないのではないかと思います。

このように考えていきますと、現在、光林荘と品川荘というのは、売却を含めた在り方が検討されています。光林荘については、仮に売却しても施設を残し、移動教室や林間学園で活用できるようになります。意見が、今回、各委員からもあったかと思います。ただ、実際のところは、事はそれほど簡単ではなくて、本日確認したように、契約がどのようにしていくのかというのは極めて重要なことです。

そこで、光林荘から離れて、区の契約書の作成・チェックですけれども、これはどのように行われているのか伺います。また、契約事務も監査委員による監査の対象かと思いますが、監査委員による区の各種契約書の監査は行われているのか、伺います。併せて、監査委員の中に、明らかではありますけれども、弁護士資格保有者はいるのかも併せて伺います。

○久保田企画経営部長 契約書のチェックについてでございますけれども、土地・建物に関する使用貸借契約書につきましては、類似の案件の契約書を基に、区と事業者双方で確認した上で作成している

ところでございます。契約書の作成に当たりまして疑義がある場合は、弁護士資格を持つコンプライアンス推進指導員に指導および助言を仰ぐことでチェックを行い、契約書の作成に係るリスク管理を図っているところでございます。

○黒田監査委員事務局長 私からは、監査に関するご質問にお答えいたします。

地方自治法の規定によりまして、監査委員は毎会計年度1回以上、期日を定めて財務監査を行うこととされておりまして、区におきましては定期監査として、主に、前年度に実施した事務事業のほか、財産管理、公金管理の現況の監査を行うため、関係書類について監査を行っております。契約書についても定期監査の対象となっております。

監査に当たりましては、法令に基づきまして、監査委員の指揮命令を受け、事務局書記において、まず不適切な財務会計処理がないか、関係書類等のチェックを行っております。契約書についても、支出関係の書類と併せて、一義的に事務局書記により内容を確認し、案件によって監査委員が内容の確認をしております。

定期監査では、適切な手続によって公金の支出等の財務会計行為が行われているかという観点から、契約書などのほか、関係書類の内容や事実確認を行っているものでございます。事務局といたしましては、今後も効率的かつ実効性のある監査事務が行えるよう、取り組んでまいります。

次に、監査委員の選任の状況でございますが、監査委員の定数は4名で、常勤監査委員は行政事務経験者、識見監査委員は公認会計士・議員選出監査委員が2名選任されており、弁護士資格保有者は選任されておりません。

○松本委員 不祥事を予防するためには、重層的な対策が必要となります。そのためには、もちろん区内のチェックはすごく大事だと思うのですけれども、やはり監査委員が果たすべき役割は大きいと考えます。当区では、今お話をあったように4人の監査委員がいて、うち2人が議員選出監査委員です。議員は監査の専門家ではありません。過去に何度か指摘している点ですが、平成29年の地方自治法改正により、議員選出の監査委員は廃止可能になりました。議員は議会で、区民の代表として区政をチェックする。監査委員は専門的立場で区政を監査する。これが望ましいガバナンス体制であり、当区の監査委員制度は変更すべきと考えております。この点はもう何度も指摘している点なので答弁は求めませんが、今日の質疑の中で、ある程度、やはり専門職の必要性というのは皆様にもお伝えできたのではないかと思います。以上を申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、5月に公表された公益通報事案について取り上げます。区のホームページによれば、昨年の10月15日、職員の備品管理に関する通報が受理されたとのことです。内容は、職員が業務に使用する目的で外部団体から借り受けた備品について、返却がなされず、私的流用されているというものであります。これは、つまり職員が業務上横領を行っているという通報であり、極めて重大な事案です。本件について今年の5月、区のホームページで、「公益通報に基づく改善等の措置の実施について」というページが公表されました。ただ、この情報は、区のホームページのトップページの新着情報欄や重要なお知らせ欄には掲載されていなかったように思います。まず、その認識でよいのか、伺います。加えて、もしそうであるならば、公益通報という、しかも業務上横領という重大事案を、トップページの新着情報欄や重要なお知らせ欄に掲載しなかった理由についてもお願ひいたします。

○柏原区長室長 公益通報に関わるご質問にお答えいたします。

今、委員からご質問がございました5月のホームページの掲載でございますけれども、5月の掲載時にトップページに掲載していなかったというのはご指摘のとおりでございます。これは、緊急性や影響

範囲といったトップページの役割・性質を考えまして、今回はトップページ掲載になじまないと判断したものでございます。

○松本委員 そうはいっても、やはりこれは公益通報に関わって、かつ一定の勧告といいますか、返還するようにというもので、区から厳重注意を職員にしたという情報まで載っている事案です。必ずしも懲戒までは行っていないとしても、やはりこれは重要な事案かと思いますので、トップページに掲載すべきであったと思います。

本件は、先ほど申し上げたように、業務上横領に関する通報です。やはり、こういった事案が生じたときには、どこまでの事実が認定されているのかというところをきっちりと公開しておくことが大事かと思います。そこで、本件では公益通報委員会によって、どのような事実が認定されたのでしょうか、伺います。また、刑事事件に関する通報です。本件について警察に相談するといったことが行われたのか、伺います。

○柏原区長室長 今頂いたご質問でございますけれども、公益通報の制度の趣旨、特に通報者の保護といったところの観点、それから区の要綱に沿いまして、公表内容というのを決定してございます。以上のことから、個別事案の詳細につきましては回答を控えさせていただきます。

○石田（秀）委員長 警察も今、答えがあったということか。

○柏原区長室長 同様の内容でございまして、繰り返しになりますけれども、公益通報の制度の趣旨、それから区の要綱に沿いまして、公表の内容を決定したというところでございますので、そうしたところから個別事案の詳細につきましては回答を控えさせていただくというところでございます。

○松本委員 今の点ですが、では本件については、ホームページで公表されている事実上の点以外については、もう一切公表できないということでおろしいのか、伺います。例えば今回、備品を私的流用したことですが、この備品が何であるかも公表できないのか、伺います。

○柏原区長室長 繰り返しの答弁になってしまいますが、公益通報委員会で、通報者の保護、それから公益通報制度の趣旨に鑑みまして、ホームページで公表させていただいた内容が、また区の要綱に沿って公表することができる全てというところで公表させていただいています。それ以外の個別の事案詳細というところにつきましては、回答を控えさせていただくというものでございます。

○松本委員 それはやはりおかしいかなと思います。他の自治体での公益通報の情報を見ると、判決書とまではいかないのですけれども、かなり細かい事実認定が行われている報告書が公表されている自治体もあります。なので、公益通報の趣旨を鑑みて公表しないとおっしゃっているのですけれども、それは、区民に対する公開・情報提供の責任というところから考えると、申し訳ないですけれども隠蔽している、隠しているのではないかという疑いを、どうしても我々としては持たざるを得ません。

それで、本件はいろいろ、品川区の中での公益通報制度について確認したい点、あるいは考えていきたい点はあるのですけれども、なかなか今日は時間もありませんので一般質問で詳しくはやっていきます。1点だけ、例えば匿名通報についてです。品川区の公益通報の制度上、匿名通報については何でも行えるかといったら、内部通報ですけれども、そうはなっていなくて、あくまで通報の証拠がきちんとあるか、客観的に証明できる資料がある場合に限定されているというふうになっています。こういう場合でないと公益通報できないとなっています。ですが、証明できる資料というのは物すごくハードルが高いと考えます。他区ではここまで証明までは求めなくて、例えば通報事実を具体的かつ客観的に指摘している場合などには公益通報できるというところもあります。当区においても要綱を改正していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○柏原区長室長　先ほどの公表の部分でございますけれども、様々な区で公益通報制度を行っておつて、それで案件の公表というところをしてございますけれども、自治体によっては案件の名前しか出していないところなど、様々あります。今回、我々としては、公益通報委員会で決めた内容ということを、趣旨にのっとった形で公表できる内容を決定したというところですので、隠蔽などといったところではなく、制度の趣旨にのっとって行っているということをご理解いただければと思います。

それから、後段ご質問いただいた匿名通報の要件についてですけれども、制度の適正な運用のために一定の条件は必要であるという認識であります。そう思いますけれども、より通報しやすい環境整備という観点もございますので、こういったことから、要綱改正なども含めて、こちらは隨時検討していくたいと思ってございます。

○石田（秀）委員長　以上で、松本委員の質疑を終わります。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

以上で、令和6年度品川区各会計歳入歳出決算についての質疑は全て終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時26分休憩

○午後2時45分再開

○石田（秀）委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、令和6年度品川区各会計歳入歳出決算の認定に当たりまして、各会派の賛否の意見表明をお願いいたします。

委員長より、順次ご指名申し上げます。

品川区議会自民党・無所属の会、まつざわ委員。

○まつざわ委員　品川区議会自民党・無所属の会は、令和6年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計、以上、全ての歳入歳出決算を認定いたします。

令和6年度の一般会計決算は、歳入総額が2,164億円、歳出総額が2,097億円となり、実質収支66億円を超える黒字となりました。物価高騰が区民生活に影響を及ぼす厳しい社会情勢の中、堅調な歳出を確保し、健全財政を維持された、森澤区長をはじめ理事者、職員の皆様のご尽力に、まず感謝いたします。

令和6年度は、能登半島地震を教訓とした防災対策の強化が急務となるほど、区政にとって多くの課題に直面した1年でありました。このような状況下にあって、区民の安全・安心を守り、暮らしを支える施策が着実に実行されたことを高く評価いたします。特に区の取組は、区民のウェルビーイングの実現に向けた大きな成果と考えます。

第1に、防災対策の根幹的強化です。災害用携帯トイレと防災ハンドブックの全世帯配布や、エレベーター用防災チェアの無償提供など、区民一人一人が自助の力を高める具体的かつ実践的な取組は、区民の皆様から好評の声を頂きました。

第2に、社会全体で子どもを育てる施策の推進です。児童相談所の開設や、都内初となる補助教材費の所得制限なき完全無償化の実施は、未来への投資として極めて重要でございます。

第3に、人に優しい社会の実現です。介護人材の確保・定着を目的とした、区独自の居住支援手当の創設や、高齢者や障害者の負担を軽減するための各種助成における所得制限の撤廃は、誰一人残さない

という区の強い意思の現れでございます。

第4に地域経済の活性化です。キャッシュレス決済ポイントの還元事業やプレミアムつき区内事業共通券の発行は、物価高騰に苦しむ区内事業者を力強く支え、地域に活気を取り戻す大きな原動力となりました。

私たちの会派は、決算特別委員会での質疑を通じ、これらの成果を確認するとともに、今後の品川区のさらなる発展のため、幾つか建設的な政策提案をさせていただきました。この指摘や提案が令和8年度の予算・事務事業に反映され、区政運営が区民福祉の一層の向上に寄与することを願います。潤沢な財源は未来への投資の絶好の好機です。全ての区民が豊かさと幸福を実感できる「しあわせ多彩区しながわ」の実現に引き続き邁進されることを期待し、品川区議会自民党・無所属の会の意見表明を終わります。

○石田（秀）委員長 次に、しながわ未来、山本委員。

○山本委員 しながわ未来の意見表明を行います。

しながわ未来は、令和6年度品川区一般会計をはじめ、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各歳入歳出決算を認定いたします。

令和6年度の一般会計は、歳入総額2,164億円余、歳出総額2,097億円余、実質収支66億円余の黒字、財政健全化判断比率においても適正であり、健全財政を維持していることを確認いたしました。

令和6年度はウェルビーイング予算初年度で、区は子育て支援施策を拡充しつつ、防災備蓄体制の強化、障害者福祉や高齢者福祉の支援拡大など、幅広い分野で成果を上げました。今後に向けては、事務事業評価活用などにより、特に新規施策を中心にしっかりと効果検証を行い、有効にアップデートすることが重要です。様々な課題に対し、効率的・効果的に本質的な解決を目指す行政運営を求めます。

新規施策に当たっては、限られた人的資源を踏まえ、丁寧な事前調査を行い、施策の実施工程までをあらかじめ見通し、区職員に過度な負担をかけないよう意識・工夫し、円滑で効率的な進め方をすることを求めます。

また、9月11日の集中豪雨を受け、対策の一層の強化が必要です。地域ごとの浸水リスクに応じた水害対策の見直しや、止水板設置等助成の強化、排水機能の強化、伝達事項の迅速化など、水害を含めた災害対策の一層の強化を早急に進めるよう要望いたします。

併せて、効率的な運営のための縦割り行政の解消と横串連携の推進、生成AIなどの先端技術を積極活用した、利便性・効率性の向上につながるデジタル化のさらなる推進、子ども目線に立った子育て支援、学校教育、高齢者福祉・障害者福祉のさらなる充実、および関係就労者の処遇改善、人材確保および定着の推進、物価高対策、地域経済活性化策のさらなる推進、デジタル地域通貨やポイントサービスの推進、減税の検討、環境対策の推進、庁舎建て替えの円滑な推進、庁舎跡地の有効活用、羽田新ルート問題解決に向けた取組、子どもの権利尊重、職員人材の育成・強化、スポーツ環境のさらなる充実、地域医療連携・自治体連携の推進、西大井駅西口改札設置の推進、区内新駅設置検討の推進など、各課題への積極的な取組を確実に進めるとともに、そのほか、我が会派の各委員が本委員会で指摘・提案した事項を令和8年度予算編成に反映していただくことを強く求めます。

また、今後、新庁舎建設の進捗と区有施設更新に関する建設費高騰により、財政負担の増加が予想されます。健全財政の維持はもちろんのこと、区民の皆様の不安を払拭するため、また区民の皆様の区政理解の促進と参画を促すため、財務や事務事業評価をはじめとする様々な行政施策に関して、ダッシュ

ボードの活用等、区民目線で分かりやすい見える化の推進を併せて要望いたします。

以上で、しながわ未来の意見表明といたします。

○石田（秀）委員長 次に、品川区議会公明党、若林副委員長。

○若林副委員長 品川区議会公明党の意見表明を行います。

令和6年度品川区一般会計は、歳入総額2,164億円余で執行率94.5%、実質収支は66億円の黒字、財政健全化判断比率も良好と認められました。また、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計および災害復旧特別会計の決算状況も適正と判断し、各会計歳入歳出決算を認定いたします。

この年の元日に発生し甚大な被害をもたらした能登半島地震に対し、救援物資、職員派遣、被災者の公営住宅受入れ等、区は迅速に対応されました。区においては、木造住宅耐震診断全額補助、感震ブレーカー設置助成エリア拡大、携帯トイレ全世帯配布、マンションエレベーター用防災チェア無償提供などの災害対策を強化しました。さらに、トイレ問題に先駆的に取り組む姿勢を区内外に示した、23区で初の導入となったトイレトラックは、全国ネットワークに参画することで他自治体に連帶を広げる試みとして高く評価しています。

先月9月11日に区内を襲った時間120ミリの豪雨による被害については、翌日、会派として緊急の要望を行い、本委員会でも具体的な支援策を提案しましたが、前向きに検討され、予防策・支援策の拡充を図り、安心と希望の来年度予算編成に努められるよう要望いたします。

さて、令和6年度では、初めてウェルビーイング予算が組まれました。区民の幸福につながる事業として、防犯カメラ設置助成、コンビニエンスストアへのAED設置、高齢者インフルエンザワクチン接種費用無償化、緊急代理通報システム無償化、高齢者等補聴器購入費助成の所得制限撤廃、介護職員等居住支援特別手当、産後ケア事業対象者等拡充、すまいるスクール仕出し弁当事業、区立学校学用品無償化のほか、デフリンピック応援事業、マイボトル給水スポット助成、キャッシュレス決済ポイント還元事業、舟運の通年運行など、我が会派から提案したベーシックサービス施策も含め、事業の拡充が図られ、執行されました。

ウェルビーイング事業により区民の幸福・福祉の向上が図られるとともに、今後の区政運営および来年度予算に向け、我が会派が行った様々な提案や議論を真摯に受け止められ、生活の基礎となる公的サービスを全ての人に権利として保障するベーシックサービスの拡充による、安心と希望、連帶の構築などの取組に邁進されることを期待し、意見表明といたします。

○石田（秀）委員長 次に、日本共産党品川区議団、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 日本共産党品川区議団を代表して意見表明を行います。

まず、令和6年度国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に反対いたします。その理由は、この歴史的な物価高の下でも、国民健康保険や後期高齢者医療、介護の保険料のトリプル値上げ、国民健康保険と後期高齢者医療は過去最高の値上げ幅となりました。払い続けることができる保険料に引下げこそすべきです。

また、災害復旧特別会計は、災害時の急を要する予算に限定されているため賛成します。

そして、令和6年度一般会計は、予算では反対しましたが、決算では賛成いたします。その理由を以下、述べたいと思います。

令和6年度予算では、小・中学校の学用品無償化、介護や障害者福祉従事者の待遇改善、子育て支援や福祉の前進、防災対策についても住宅耐震化や建て替えのための除却助成と感震ブレーカー助成の全

域拡大など前進。また、全国で2番目となる、ジェンダー平等が条例名に入った推進条例制定も大きな一步でした。これらの多くは、度重なる議会への請願・陳情など住民運動、それと結んだ共産党の議会論戦で繰り返し求めてきたものであり、共産党は大きく評価しました。しかし、区立保育園の削減・統廃合方針検討の具体化や、23区で唯一、地域包括支援センターを地域に設置せず、サービスを抑制してきたこと、また住民追い出しの超高層再開発にまちづくり検討や補助金など、68億円余の関連予算を計上など、23区最低の福祉の改善に向け、区政の姿勢が転換したとは言えないとして反対しました。

しかし、その区政に、令和6年度中でも次々と変化が見られました。以下、それぞれ述べていきます。

まず、福祉です。そもそも令和6年度当初予算で示された数々の前進を共産党は大きく評価してきました。介護障害者福祉職員の待遇改善へ、月1万円の助成を区独自に実施。高齢者補聴器購入費助成制度は所得制限を撤廃。高齢者のインフルエンザ予防接種の無償化、高齢者・障害者の救急代理通報システムの利用料無料化、区内2か所目の児童発達支援センターの整備、障害児の補装具・日常生活用具・中等度難聴児発達支援事業の所得制限撤廃、障害者福祉タクシー自動車燃料費の助成など、これは共産党が繰り返し求めてきたものでした。それに加えて、令和6年度予算執行後の9月議会では、共産党の質問で、地域包括支援センターについて地域に設置することを検討すると答弁。令和9年モデル実施に向けて進むことになり、約10年間にわたり共産党が求め続けてきたものが動き出しました。地域包括支援センターを地域に設置せず、保健師・社会福祉士の専門職の配置がなく、入り口からサービスを抑制・コントロールする仕組みの下で、介護のサービス料が23区で最低に抑えられてきたことを、令和6年度の予算反対の最大の理由の一つとして挙げてきましたが、その改善が示されました。23区で最低の福祉の姿勢を大きく転換するものとして評価します。

次に、再開発です。令和6年に区長は、再開発に反対する区民と初めて直接懇談を行い、議会で、まちづくりの主体はそこに住む地域住民と答弁。さらに、国が再開発への補助金対象地域を絞り込んだことについて、国の補助金対象外となった地域を、区が新たに区域指定を行わないよう求めたことに対し、区は区域指定は考えていないと答弁。また、先ほどの総括質疑でも、区独自に補助金投入もしないことが示されました。この問題では、例えば北区は、対象から外れた赤羽駅前再開発を引き続き交付対象とすべく、区独自に措置を行おうとしています。また東京都も、必要な財源を安定的・継続的に確保することを国に求めていると、開発を進める姿勢です。都や他区と比べても、品川区との違いは明確です。

続いてジェンダー平等について。令和6年4月に策定された品川ジェンダー平等推進条例によって、ジェンダー平等の様々な啓発事業や施策が進められ、変化が生まれています。昨年11月、共産党の一般質問で、選択的夫婦別姓の実現について問うと、区長は、「私としては早期に実現すべきものと考える」と答弁。濱野区政では何度も質問しても「国で議論されるもの」とされてきたものが、初めて前向きな答弁へと変わりました。さらに昨年から、ジェンダー主流化を含む計画の策定会議も進められ、現在、計画素案へのパブリックコメントが実施されています。また、共産党が求めてきたユースクリニックの設置では、「ユースヘルスケアしながらわほけんしつ」を昨年から開設。子どもや若者の性や心の悩み相談として利用が広がっています。今年は、NPO法人ピルコンによる区民向けの包括的性教育や養護教諭への研修が実施されます。また、決算委員会の質疑で、各学校で行っていたNPO法人ReBiltによるGBTQプラスの理解促進のための研修の復活も検討すると、前向きな答弁がありました。全国的に実績豊かな団体と連携した取組を評価し、期待します。

次に保育では、区立保育園の統廃合を含めた整備を図るとした保育園の在り方基本方針は撤回すべきと求めてきましたが、基本方針の前提が崩れ、子どもの人口は微増すると予測されるため、統廃合方針

も慎重に検討と、区立園の統廃合を進める姿勢が変わりました。教育では、義務教育は無償との憲法第26条に基づき、区立小・中学校の学用品の無償化が当初予算に盛り込まれたことに続き、昨年、共産党の修学旅行費や制服代の無償化、給付型奨学金実施の求めに対して、区は検討したいと答弁。今年の実現へとつながりました。区長は、「教育は本来、国の責任において全国一律に無償で行われるべきもの。国に先んじた先駆的な施策を打ち出していくことで一石を投じていく」と述べています。大変大事な発言であり、後押ししていきたいと思います。

羽田新ルートについては、昨年、2年ぶりに開催された第6回固定化回避検討会の結論が、結局、品川区上空を飛ぶルートであり、区長より「看過できない」と表明。さらに区長は、海上ルートに資する方策について、必ずしも国が示すルートに限定せず、海から離着陸するルートを国に要請したことが共産党の質問で明らかになりました。これは、元の海上ルートに戻すことも含まれるもので、これまで区民が求めてきたものと一致するものであり、大きく評価いたします。

リニア新幹線については、昨年8月から目黒川のリニアルート上に気泡が発生。10月のJRの調査で、酸欠空気であることが判明。区は12月、JR東海に対して、原因究明と区民への丁寧な説明を求める申入れ。区民の運動の反映であり、評価します。

平和について。決算委員会等で城南空襲の碑の建立を求めましたが、「求める住民と懇談し、区の平和施策とリンクするよう検討する」と答弁。区長は今年、被爆80年の広島・長崎の平和祈念式典に参加し、核抑止ではなく核兵器禁止条約へ批准・署名すべきとの、平和首長会議が要請する立場と同じであることを表明。大きな変化であり、評価するものです。

これらの変化に加え、令和6年度は7回の補正予算で、省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金の復活、ケアマネジャーの法定研修受講料補助、トイレトラックの導入、子どもや女性の視点による避難所の生活環境改善、ユースヘルスケアしながらわほけんしつ開設、子育て世帯へのお米支援、学用品無償化を特別支援学校に拡大。年度途中であっても迅速に区民の願いを予算化したことを評価するものです。

以上のことから、共産党は総合的に判断し、令和6年度品川区一般会計に賛成いたします。今、国の大政は、首相が誰になるかなど、国民不在の権力争いが連日報道され、自民党の裏金問題には蓋をする一方、民主主義を壊す議員定数の削減、安保法制の下でさらなる大軍拡、憲法改悪、気候危機に背を向けながら原発再稼働・増設、物価高には無策、差別や分断、排外主義をあおるなど、国民の願いとは真逆の方向へ進んでいる状況に不安が広がっています。そんな中、品川区では、核抑止ではなく核兵器禁止条約の立場を区長が示し、自己責任の社会からの転換や、社会保障を権利とし、所得制限をなくし無償化に。差別や分断ではなく包摂する社会へ、全ての人が自分らしく安心して暮らせる社会を目指す考えが示され、具体化が進んでいます。混迷する国政の下で、品川区制は希望を示すものです。

決算委員会でも示された豊かな財政力を活かして、区民の暮らし、福祉、ジェンダー平等の実現など、さらに前に進めていただくことを要望して意見表明を終わります。

○石田（秀）委員長 次に、品川区議会日本維新の会、せらく委員。

○せらく委員 品川区議会日本維新の会は、令和6年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各歳入歳出決算を認定いたします。

本決算は、森澤区長の公約の下に編成された令和6年度予算に基づき、区民の幸福のために事業を遂行した結果を表すものであります。事務事業評価の見直しを通じて約20億円もの財源を捻出し、それを新たな政策や区民サービスへ再投資できた点については、限られた財源の中で選択と集中の姿勢を明

確に示したことを評価いたします。

区財政の状況は、区民税収は前年度比1.9%の増収、形式収支は約67億円の黒字となっております。経常収支比率は前年度から1.3ポイント上昇し、23区平均を0.4ポイント上回る水準となっています。財政の健全性を維持していくためには、引き続き、事務事業評価の仕組みを活かしながら、スクラップ・アンド・ビルトの視点を持った予算編成と運営の徹底が必要です。

令和6年度は、物価高騰対策や子育て支援、高齢者福祉など、区民生活を支える分野での迅速な対応が求められた1年でした。また、防災・減災対策の強化、教育のデジタル化、地域コミュニティの活性化など、多岐にわたる課題にも積極的に取り組みました。一方で、人口構成の変化に伴う社会保障費の増大や公共施設の老朽化対応、地域間での行政サービスの格差の是正など、引き続き課題も残されています。限られた財源を有効に活かすためには、全事業を対象とした事務事業評価の徹底と、成果の見える行政運営を推進していただきたいと考えます。

決算特別委員会では、事務事業評価シートをはじめとする各種資料を基に、区の施策や事業の進め方について質疑を行いました。会派からは、区有地・区有施設の有効活用、幅広い世代に届く情報発信の在り方、そして多文化共生や、誰もが生きがいを持って暮らせる、安心・安全が守られるまちづくりの視点から、最新技術を活かした行政サービスの向上など、具体的な提案を要望させていただきました。

今回の決算特別委員会において、私たち会派が指摘し、提案した内容については、今後の予算編成や政策立案に的確に反映されるよう強く要望し、そして区民のニーズに寄り添った、質の高い施策を展開し、さらなる区民サービスの向上が図られることを期待いたします。

以上、品川区議会日本維新の会の意見表明といたします。

○石田（秀）委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、令和6年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

お諮りいたします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長 ご異議なしと認めます。

よって、令和6年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和6年度品川区一般会計歳入歳出決算を起立により採決いたします。

本決算を認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○石田（秀）委員長 起立多数であります。

よって、令和6年度品川区一般会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和6年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和6年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算の3件を一括して起立により採決いたします。

本決算を認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○石田（秀）委員長 起立多数であります。

よって、令和6年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和6年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算の3件はいずれも認定すべ

きものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、森澤区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○森澤区長 ただいま、令和6年度の各会計歳入歳出決算についてご認定を賜りました。誠にありがとうございます。

9月30日から本日までの7日間にわたり、9月11日の大雨被害を踏まえた災害へのさらなる対策や、物価高騰対策、環境福祉、まちづくり、地域のさらなる活性化についてなど、委員の皆様から様々、熱心なご審議とともに多くのご意見・ご提案を頂きました。現在、予算編成が佳境の時期に差しかかっておりますが、限られた財源を効果的・効率的に配分していくために、P D C Aサイクルによる事業の不断の検証とプラスアップが不可欠であると考えております。このマネジメントサイクルのチェック、すなわち今回委員の皆様から頂いたご意見等を、次のアクション、すなわち令和8年度予算編成や今後の区政運営に活かしていきたいと考えております。今後も区民の幸福、ウェルビーイングの視点から施策を展開し、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていくしながわ」の実現に向けて取り組んでまいります。

石田委員長をはじめとする委員の皆様の熱心なご審議に感謝申し上げるとともに、引き続きのご理解とご協力をお願いし、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 森澤区長の挨拶が終わりました。

決算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の決算認定に至るまでの7日間にわたり、大変有意義な審査が行われたと、そのとおりではありましたけれども、もう少し皆さんといろいろなことを勉強して、面白い、よりよい委員会にできればなと思っております。皆さんとこれから、そういう委員会にしていきたいなと思っております。

副委員長および理事の皆様、また委員各位のご協力により、効率的な委員会運営をすることができました。審査の終了に至りました。ありがとうございました。また、皆様のご協力に心から厚く御礼申し上げます。また、森澤区長をはじめ、理事者の方々のご協力に対しても厚く御礼を申し上げます。

本委員会における意見ならびに要望等を十分配慮していただいて、区政発展に今後も努めていただきますよう改めてお願いを申し上げまして、委員長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

○午後3時15分閉会

委 員 長 石 田 秀 男